

令和4年7月4日(月) 午後2時
於 長野県北佐久郡・軽井沢プリンスホテルウエスト
国際会議場「浅間」

令和4年度

第62回通常総会 資料(案)

— 次 第 —

1. 開 会

1. 会長挨拶

1. 議長選任

1. 議案審議

第1号議案 令和3年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び
徴収方法決定の件

第3号議案 令和4年度借入金残高の最高限度決定の件

第4号議案 役員補充選挙の件

1. 閉 会

全国管工事業協同組合連合会

目 次

第 1 号議案 令和 3 年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

概 説	2
I 総務に関する事項	4
II 経理に関する事項	25
III 経営に関する事項	27
IV 広報に関する事項	33
V 事業に関する事項	37
VI 技術に関する事項	42
VII 災害時等の対応に関する事項	56
VIII 決算関係書類に関する事項	57

第 2 号議案 令和 4 年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課 及び徴収方法決定の件

I 令和 4 年度事業計画案	66
II 令和 4 年度収支予算案	74
III 令和 4 年度経費の賦課及び徴収方法案	79

第 3 号議案 令和 4 年度借入金残高の最高限度決定の件 80 |

第 4 号議案 役員補充選挙の件 80 |

令和 3 年度事業報告書（案）

自 令和 3 年 5 月 1 日

至 令和 4 年 4 月 30 日

概 説

本会では、昨年創立 60 周年を迎えたことを契機に策定した、新たな時代に対応すべく本会の今後 5 年程度の目指すべき方向を示す「これからの管工事業界のために—全管連ビジョン 2020」に示した、全管連の体制等の見直し及び強化を掲げ組織見直しの検討を行った。令和 4 年 6 月 15 日開催の臨時総会において定款・規約の改正等を行い、令和 5 年 7 月 3 日の通常総会から施行することとなった。

また、会員とともに政府の令和 4 年度水道関係当初予算の満額確保、働き方改革、悪質業者への対策等に関し、政府及び自由民主党の水道事業促進議員連盟所属国会議員等与党議員に要望を行った。

令和 4 年 1 月 11 日に発覚した神東塗料株式会社による日本水道協会規格の認証不適正取得事案については、多くの水道管材料の出荷が自粛され、水道事業者から水道管工事受注者に対し工事の一時中止等の指示等が行われた。全管連所属企業においても工事一時中止等により影響を被った者が少なくない。全管連では本件について早期解決、工事業者の影響への対応を厚生労働省、自民党水道議連の先生方に要望した。本事案は国民生活に不可欠なライフラインである水道にとって、資材の安定供給の重要性を改めて気づかせるものであった。今後、全管連としても再発防止策に注目していく必要がある。

国土交通省では、建設技能者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム（CCUS）の本格運用を平成 31 年 4 月より開始している。CCUS の活用・普及促進に向けた具体的取組として、本会では「建設技能者の能力評価制度」による配管職種における技能レベルに応じた賃金目安（年収）の設定・公表及び「専門工事企業の施工能力の見える化評価制度」について同省並びに関係団体と鋭意検討を進めている。

（一社）建設技能人材機構と本会は、配管職種で初の特定技能 1 号試験を令和 3 年 11 月に実施した。受験者数 80 名、合格者数 41 名、合格率 51% となった。技能実習生から 1 号特定技能への転換については、1 号特定技能外国人を受入れる全管連会員企業に全管連加入証明書を発行した。

昨年に続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延関係では、国土交通省、厚生労働省等が発出した通知、情報をホームページ等で会員に発信した。7 月に開催した愛媛での通常総会は規模を縮小した開催となり、部会、委員会等会議の WEB 併用開催等の対応を行った。貴重な情報交換の場となる全国各地のブロック会議は、2 ブロックを除き中止となった。また、事務局においては、時差通勤、在宅勤務等の措置を講じた。

このような中、令和3年度に行われた本会の主な事業は以下のとおりである。

・総務部門

全管連の体制等の見直し及び強化を掲げ組織見直しの検討を行うとともに、藤川幸造会長が岸田文雄内閣総理大臣、斉藤鉄夫国土交通大臣、自由民主党水道事業促進議員連盟の田村憲久会長をはじめとする関係方面に表敬訪問を行い、災害復旧等への対応、若年技能者の入職などの働き方改革、悪質業者への対策、神東塗料の不適切行為による管工事業者への支援措置等の本業界における懸案の解決に理解を求めた。

・経理部門

日々の経理業務の適正な推進に加え、昨年に引き続き、インターネット等を利用した経理業務の電子化に取り組んだほか、インボイス制度、改正電子帳簿保存法などの法令改正への対応及び会員への周知を行った。

・経営部門

国土交通省との意見交換や関係団体との調整を行い、専門工事企業の施工能力の見える化評価制度評価基準案を検討した。建設キャリアアップシステムに登録された技能者の技能と経験について能力評価が実施されており、配管職種における賃金目安（年収）の設定・公表についても検討を行っている。また、若年技能者の入職促進のため、管工事の職業紹介リーフレット「管工事全書」4万枚を作成し、会員等に配布した。

・広報部門

全管連ジャーナル・ニュース発刊の他、パイプ月間及び水道週間期間中にPRチラシ23.8万枚、PRポスター1,600枚を作成、頒布した。昨年に引き続き、災害時に被災地で組織力を発揮し迅速な水道の復旧を担っている地域の守り手としての業界のPR強化に努めた。悪徳商法に関する情報提供のツールとして、チラシ・ポスターの作成を検討した。

・事業部門

管工事賠償補償制度については、新規契約数21件を含む総加入者数が1,568件に達した。今年度の制度運営費の組合手数料率は前年度に引き続き54%とし、制度推進事務費は、これまで会員企業1社あたり200円のところ400円を支払うことで、収益の一部を会員に還元した。また、特約としてJV補償（自社が起こした事故のみ補償）を2022年11月始期より導入することとなった。なお、加入者数の増加に伴い損害率も上昇傾向にあることから、事故防止対策として事故防止チェックシートの活用を改めて周知することとなった。また、法定外労災よりも充実した補償を求める会員企業のニーズの高まり受け、全国中央会の「業務災害補償制度」の加入促進を図った。

・技術部門

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表の改訂については、本会は要望した3項目のうち、最小掘削幅の拡大（60cm）の要望は改定されたが、水道本管布設作業に携わる配管工の労務単価の引上げについてと水道工事における小規模な舗装本復旧の歩掛設定の要望は見送りとなった。これらは会員からの要望が多い事項であり、全管連としても引き続き、実態データの分析を行い、再度要望することとしている。

また、建設分野の外国人受入れの取組みでは、令和3年11月25日に配管職種で初の特定技能1号評価試験を実施した。国内試験における受験対象者は、配管職種以外で技能実習生として入国し配管への転職を希望する者や留学生等。受験者の募集・受付はJACが行い、当日の実技試験等の運営を全管連が協力する形で実施された。なお、特定技能外国人を受入れするルートは、技能実習生

からの転換制度もあり、本会は必要書類として会員証明書を137件発行している。会員証明書を発行する際には地元管工事組合への加入が必要となるため、これを機に組合へ加入した会社も見受けられた。

・災害時等の対応

(公社)日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の改訂にあわせて、本会でも「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を令和3年4月に改訂するとともに、都道府県連を通じて、役員・会員組合に配布、機関誌を通じて改訂概要を周知するとともに活用を呼び掛けた。

I 総務に関する事項

I-1 運営組織の状況に関する事項

I-1-1 総会・理事会等の開催

(1) 第61回通常総会

1) 第61回通常総会

開催日時 令和3年7月1日 午後2時

開催場所 ANAクラウンプラザホテル松山「ダイヤモンドボールルーム」

出席者数 69名(本人45名、WEB14名)

出席理事・監事数 出席理事57名、出席監事1名

議長 櫻井健吾(愛媛県連)

議案及び議決の内容

第1号議案 令和2年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 (原案どおり承認)

第2号議案 令和3年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件
(原案どおり承認)

第3号議案 令和3年度借入金残高の最高限度決定の件 (原案どおり承認)

第4号議案 役員選挙の件 (指名推選の方法により理事95人、監事6人を選出)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組が長期化する事態を受けて、出席者は原則として議決権を持つ会員代表者と役員限定で、規模を縮小した開催となった。

2) 令和3年度全国大会

新型コロナウイルス感染症の影響により中止され、翌日から計画していた記念旅行等の関連行事も中止となった。

なお、例年全国大会で決議している大会スローガンは、通常総会において採択した。

1. 組織力で災害時に届けよう「命の水」

1. 管工事業の価値を積極的に発信し業界のイメージアップにつなげよう

1. 技術・技能を活かして消費者に安全・安心な工事店をPRしよう

(2) 臨時総会

開催日時 令和3年8月26日午後1時30分

開催場所 全管連会館・WEB

出席者数 48名(本人5名、WEB33名、委任状10名)

出席理事・監事数 出席理事94名(本人8名、WEB56名、書面31名)、出席監事1人(W

E B)

議長 原 宣幸 (神奈川県連)

議案及び議決の内容

第1号議案 役員補充選任に関する件 (原案どおり承認)

都道府県	辞任された方		選任された方	
	役職名	氏 名	役職名	氏 名
群馬県	理事	大川恭史	理事	後閑正裕

(3) 理事会

第345回 令和3年6月15日午後1時30分 於：品川プリンスホテル「トパーズ15」
出席者数 94名 (本人35名、WEB22名、書面37名) (可決)

- ①第61回通常総会に提出する議案に関する件
- ②第61回通常総会及び第346回理事会の運営に関する件

第346回 令和3年7月1日午後3時30分 於：ANAクラウンプラザホテル松山
「ダイヤモンドボールルーム」
出席者数 60名 (本人49名、WEB11名) (可決)

- ①会長及び常勤役員を選任に関する件
- ②副会長及び支部長の選任方法に関する件
- ③業務運営に関する規約、担当副会長制に関する規約及び委員会規約に基づく
担当理事並びに委員の選任方法に関する件

第347回 令和3年8月26日午後1時40分 於：全管連会館
出席者数 94名 (本人8名、WEB56名、書面31名) (可決)

- ①副会長及び支部長の選任方法に関する件
- ②業務運営に関する規約、担当副会長制に関する規約及び委員会規約に基づく
担当理事並びに委員の選任方法に関する件
- ③名誉会長、相談役及び技術参与の委嘱に関する件

第348回 令和3年10月18日午後1時30分 於：品川プリンスホテル「オパール17」
出席者数 95名 (本人41名、WEB31名、書面23名) (可決)

- ①全管連組織等の見直しに関する件

第349回 令和4年1月17日午後1時30分 於：品川プリンスホテル「クリスタル24」
出席者数 95名 (本人34名、WEB35名、書面26名) (可決)

- ①全管連組織等の見直し及び定款等の一部改正等に関する件
- ②第62回 (令和4年度) 通常総会及び全国大会等関連行事に関する件
- ③第63回 (令和5年度) 通常総会及び全国大会開催地に関する件
- ④管工事賠償補償制度に関する件

なお、上記理事会の開催後、会員組合及び会員企業の事業の運営に資するべく、業界におけるトピック等を内容とする下記の講演会を開催した。

- ・建設キャリアアップシステムの取組について

(令和3年10月16日、国土交通省 建設市場整備課)

- ・最近の水道行政について

(令和4年1月17日、厚生労働省 水道課)

(4) 監事会

令和2年度第2回	令和3年5月21日	全管連会館・WEB
令和3年度第1回	” 12月10日	”

(5) 正副会長会議等

1) 正副会長・部長会議

第249回	令和3年6月2日	大手町サンスカイルーム・WEB
第250回	” 9月28日	”
第251回	” 12月16日	品川プリンスホテル・WEB

2) 会長・筆頭副会長・6部担当副会長会議

第1回	令和3年7月15日	大手町サンスカイルーム
-----	-----------	-------------

3) 水道配水管工事に係る戦略懇談会

第3回	令和3年12月7日	全管連会館
-----	-----------	-------

4) 総務・経理合同部会

第2回	令和3年7月6日	大手町サンスカイルーム・WEB
第3回	” 11月9日	”

5) 部長会

令和3年度第1回	令和4年4月22日	全管連会館
----------	-----------	-------

6) 総務部会

第224回	令和3年5月18日	全管連会館・WEB
第225回	” 9月2日	”
第226回	” 12月2日	全管連会館

7) 総務委員会

第51回	災害対策担当理事会議との合同会議を2月7日に予定していたが、	
------	--------------------------------	--

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により延期となった。

(6) 第55回事務局研修会 令和4年2月5日 品川プリンスホテル・WEB

出席者数 27支部51名

内容 ①「建設キャリアアップシステムの取組」について

(国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

建設キャリアアップシステム推進室 室長 沖本 俊太郎 氏)

②「水道事業の広域連携に関する情報提供」について

(全国管工事業協同組合連合会 専務理事 粕谷明博)

③「第62回(令和4年度)通常総会及び全国大会等関連行事PR」

(長野県水道工事業協同組合連合会 事務局長 石井正英 氏)

(7) 新年賀詞交歓会

令和4年1月17日第349回理事会後に品川プリンスホテルで予定していたが、同1月21日から新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間となることにより2年連続中止となった。

(8) ブロック会議

関東	令和3年11月17日	ホテルニューオータニ幕張
近畿	令和3年11月26日	ホテルグランヴィア和歌山

その他のブロック会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

I-1-2 会員の状況

(1) 全管連会員構成（期間中移動：加入0、脱退0）

令和4年4月30日現在

会員団体数		所属団体数	所属業者数	前年度比
正会員	準会員			
48団体	2団体	※586団体 (593団体)	14,735社	-1.3%
50団体			(14,933社)	

※地区連合傘下の団体を含む。()内書は前年度数。

(2) 都道府県別による会員団体、所属団体数及び業者数

令和4年4月30日現在

No	都道府県名	会員団体	所属団体	所属業者数	No	都道府県名	会員団体	所属団体	所属業者数
1	北海道	1	23	459	25	滋賀	1	10	170
2	青森	1	9	195	26	京都	1	16	244
3	岩手	1	9	161	27	大阪	1	11	483
4	宮城	1	12	282	28	奈良	1	6	109
5	秋田	1	13	219	29	和歌山	1	17	279
6	山形	1	19	239	30	兵庫	1	24	475
7	福島	1	10	251	31	岡山	1	1	179
8	茨城	1	30	317	32	広島	1	12	285
9	栃木	1	21	522	33	鳥取	1	3	36
10	群馬	2	4	197	34	島根	1	1	26
11	埼玉	1	38	829	35	山口	2	4	38
12	千葉	1	22	648	36	香川	1	9	229
13	東京都	1	3	1,428	37	愛媛	1	14	291
14	神奈川県	1	13	779	38	徳島	1	10	131
15	山梨	1	1	42	39	高知	1	1	43
16	新潟	1	24	559	40	福岡	1	19	447
17	長野	1	9	205	41	佐賀	1	10	168
18	富山	1	15	336	42	長崎	1	7	111
19	石川	1	12	320	43	熊本	2	15	250
20	福井	1	11	188	44	大分	1	11	220
21	愛知	1	30	902	45	宮崎	1	13	196
22	静岡	1	16	307	46	鹿児島	1	11	233
23	岐阜	1	1	457	47	沖縄	1	4	75
24	三重	1	12	175	合計		50	586	14,735

会員団体：本会に加入している正会員及び準会員

所属団体：正会員または準会員に加入している団体及び会員団体の総称

I-1-3 出資金・基金

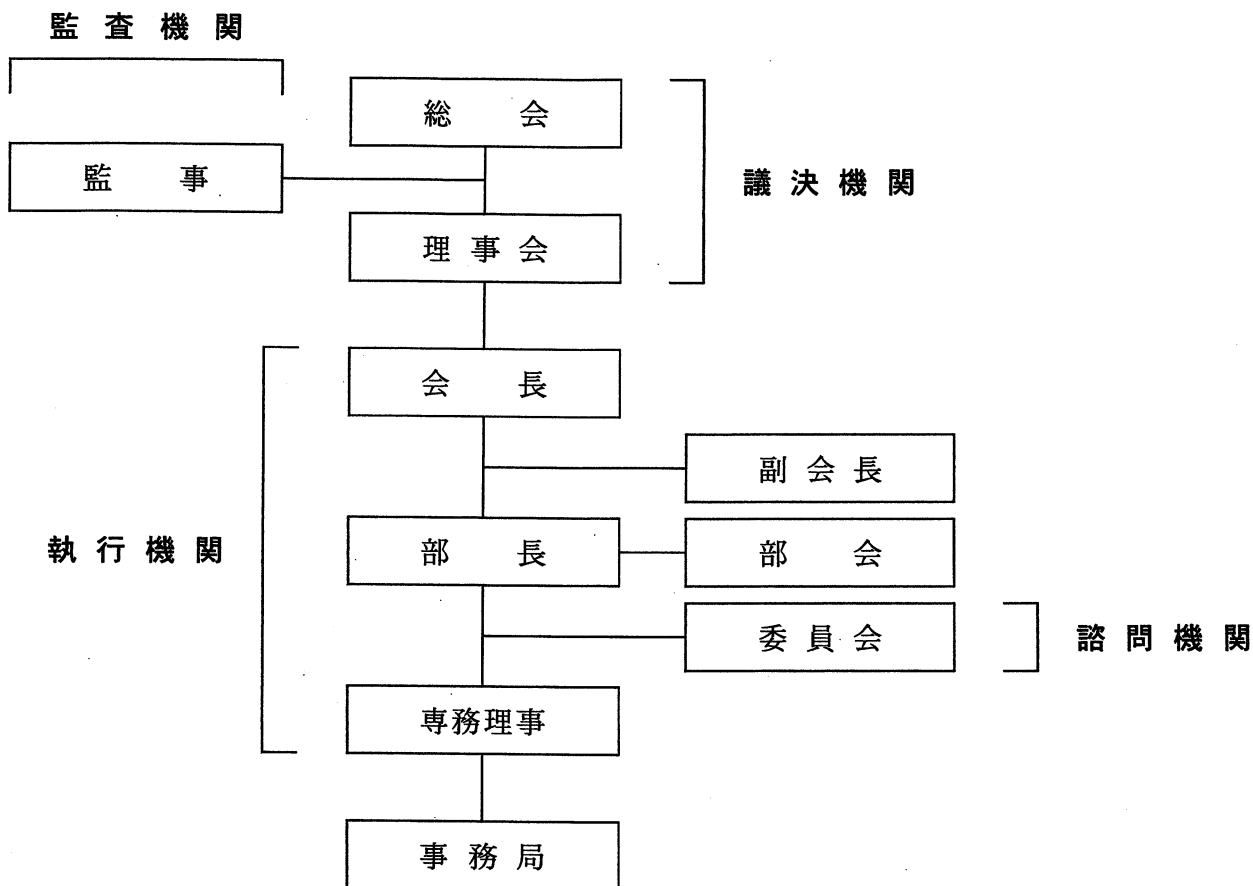
令和4年4月30日現在 但し、※印は基金

(単位：円)

No	組合名	現出資額	No	組合名	現出資額
1	北海道(連)	5,472,000	31	兵庫県(連)	7,808,000
2	青森県(連)	2,672,000	32	広島県(連)	1,480,000
3	岩手県(連)	528,000	33	岡山	1,624,000
4	宮城県(連)	3,208,000	34	山口県(連)	1,248,000
5	秋田県(連)	1,664,000	35	山口市	152,000
6	山形県(連)	3,950,000	36	鳥取県(連)	488,000
7	福島県(連)	2,376,000	37	松江	216,000
8	茨城県(連)	2,160,000	38	愛媛県(連)	2,888,000
9	栃木県(連)	5,624,000	39	香川県(連)	1,088,000
10	群馬	400,000	40	高知	536,000
11	群馬県(連)	225,000 ※	41	徳島県(連)	1,096,000
12	埼玉県(連)	10,048,000	42	福岡県(連)	6,360,000
13	千葉県(連)	6,808,000	43	佐賀県(連)	544,000
14	東京都(連)	18,968,000	44	長崎県(連)	1,152,000
15	神奈川県(連)	11,632,000	45	熊本	1,136,000
16	甲府	584,000	46	熊本県(連)	150,000 ※
17	新潟県(連)	2,834,000	47	大分県(連)	2,938,000
18	長野県(連)	1,584,000	48	宮崎県(連)	1,648,000
19	石川県(連)	2,128,000	49	鹿児島県(連)	1,608,000
20	福井県(連)	2,328,000	50	沖縄県(連)	1,280,000
21	富山県(連)	2,808,000			
22	愛知県(連)	9,072,000			
23	静岡県(連)	3,264,000			
24	岐阜	1,848,000			
25	三重県(連)	808,000			
26	滋賀県(連)	888,000			
27	京都府(連)	2,376,000		合計	157,793,000
28	大阪府(連)	11,640,000		内訳	
29	奈良県(連)	1,184,000		出資金	157,418,000
30	和歌山県(連)	3,272,000		※基金	375,000

I-1-4 運営機構

(1) 組織図



(2) 業務執行部門及び常設委員会等

本会の業務執行は6部門（①総務、②経理、③経営、④広報、⑤事業、⑥技術）を、また、常設委員会（①総務、②経理、③経営、④広報、⑤事業、⑥技術）をそれぞれ設置し業務を執行した。また、大規模地震等緊急時に、（公社）日本水道協会救援本部の設置を受け、大規模な支援が必要であると判断した場合には、直ちに全管連救援対策本部を全管連事務局内に設置することとしている。

〔全管連救援対策本部〕

会 長	藤川幸造		
総務・災害対策担当副会長	原 宣幸	技術担当副会長	穂刈泰男
総務部長	岩野隆一	技術部長	松本正美
総務副部長	工藤光明	技術副部長	茗荷谷 豊
災害対策担当理事	松原文司	服部愛一郎	津村憲志 工藤光明
専務理事	粕谷明博	常務理事	松本淳司

第32期 常設委員会

- 会長：藤川幸造(富山県連)
- 筆頭副会長：日倉進(千葉県連)
- 副会長：佐藤安幸(北海道連)、佐々木英樹(岩手県連)、大熊泰雄(埼玉県連)、宮崎文雄(東京都連)、原宣幸(神奈川県連)、加藤大二(新潟県連)、穂刈泰男(愛知県連)、馬場博嗣(京都府連)、前田隆司(大阪府連)、角田壽郎(兵庫県連)、高橋肇(岡山県)、櫻井健吾(愛媛県連)、藤成徳(福岡県連)、岩永堅之進(長崎県連)

No.	部門	担当副会長	部長	副部长	委員長	副委員長	委員										
1	総務	原宣幸 (神奈川県連)	野隆一 (東京都連)	工藤光明 (熊本県連)	篠野義秀 (徳島県連)	山崎正寛 (長野県連)	池田篤司 (北海道連)	丸山晴雄 (神奈川県連)	永野卓司 (愛知県連)	小向俊和 (和歌山県連)	坂本憲昭 (青森県連)	星野護 (東京都連)	谷口学 (滋賀県連)	井上富水 (宮城県連)	上田博巳 (福井県連)	環雄 (宮城県連)	
2	経理	岩永堅之進 (長崎県連)	石田賢司 (茨城県連)	松原文司 (福島県連)	村田信吾 (北海道連)	五十嵐隆 (東京都連)	星井光俊 (宮城県連)	新井雄一 (千葉県連)	豊嶋俊純 (京都府連)	隆風 (東京都連)	中村雅一 (石川県連)	川島吉泰 (岐阜県協)	仲田泰弘 (山口県連)	村島吉泰 (埼玉県連)	篠田喜弘 (埼玉県連)	服部愛一郎 (静岡県連)	仲田一郎 (沖縄県連)
3	経営	馬場博嗣 (京都府連)	和田均 (栃木県連)	小柳潤一 (新潟県連)	松尾浩充 (福岡県連)	荒川晶一 (岐阜県協)	白田真人 (山形県連)	小松隆弘 (千葉県連)	木村之彦 (大阪府連)	池田好男 (茨城県連)	池田勝二 (愛知県連)	澤田雄二 (宮崎県連)	岡本和也 (秋田県連)	岡田明彦 (新潟県連)	福山康洋 (熊本県連)	和也 (千葉県連)	明彦 (岐阜県協)
4	広報	宮崎文雄 (東京都連)	藤原和彦 (三重県連)	石田隆 (神奈川県連)	岡田章 (埼玉県連)	津村憲志 (大阪府連)	阿部貴志 (北海道連)	上杉健一 (高知県)	上村智和 (技術参与)	志英生 (熊本県連)	太田博之 (秋田県連)	金内久義 (新潟県連)	横山英生 (熊本県連)	岡本和也 (千葉県連)	岡田明彦 (岐阜県協)	福山康洋 (鹿児島県連)	和也 (千葉県連)
5	事業	藤成徳 (福岡県連)	鹿野淳一 (山形県連)	高原豊明 (広島県連)	渡辺才司 (東京都連)	宮本正一郎 (愛媛県連)	青藤聡正 (北海道連)	雨宮正也 (和歌山県連)	南原恵三 (佐賀県連)	後閑正裕 (群馬県協)	柴田有彦 (富山県連)	高井豊司 (兵庫県連)	中嶋栄一 (神奈川県連)	坂北野伸 (愛知県連)	新家功俊 (東京都連)	宇田川和彦 (鳥取県連)	織戸建城 (大分県連)
6	技術	穂刈泰男 (愛知県連)	松本正美 (東京都連)	若谷豊 (石川県連)	大橋保 (栃木県連)	鎌田幸太郎 (静岡県連)	龍後英幸 (北海道連)	大野茂悟 (香川県連)	中川木慶一 (技術参与)	嶋田勇猛 (兵庫県連)	原田和義 (福岡県連)	林安田一章 (技術参与)	嶋田勇猛 (埼玉県連)	宇田川和彦 (鳥取県連)	織戸建城 (大分県連)	熊野建城 (技術参与)	熊野建城 (技術参与)

災害対策担当理事：原宣幸(神奈川県連)、松原文司(福島県連)、服部愛一郎(静岡県連)、津村憲志(大阪府連)、工藤光明(熊本県連)
代表監事：木村平(東京都連)、監事：関根州一(埼玉県連)、内山邦俊(千葉県連)、渡邊字之助(神奈川県連)、安井健(愛知県連)、福田悦雄(員外)

I-1-5 機 関

(1) 理事、監事

令和3年度の本会の理事・監事は次のとおりである。

No.	役 職	氏 名	組 合 名	No.	役 職	氏 名	組 合 名
1	会 長	藤 川 幸 造	富山県連	38	理 事	中 村 猛	埼玉県連
2	副 会 長	佐 藤 安 幸	北海道連	39	"	篠 田 喜 弘	"
3	"	佐々木 英 樹	岩手県連	40	"	嶋 田 勇	"
4	"	大 熊 泰 雄	埼玉県連	41	"	新 井 光 雄	千葉県連
5	"	白 倉 進	千葉県連	42	"	岡 本 和 也	"
6	"	宮 崎 文 雄	東京都連	43	"	小 松 隆 弘	"
7	"	原 宣 幸	神奈川県連	44	"	石 田 隆	神奈川県連
8	"	加 藤 大 二	新潟県連	45	"	中 嶋 栄 一	"
9	"	穂 刈 泰 男	愛知県連	46	"	丸 山 晴 雄	"
10	"	馬 場 博 嗣	京都府連	47	"	雨 宮 正	甲 府
11	"	前 田 隆 司	大阪府連	48	"	五十嵐 隆	東京都連
12	"	角 田 壽 郎	兵庫県連	49	"	上 杉 貴 志	"
13	"	高 橋 肇	岡 山	50	"	新 家 功 一	"
14	"	櫻 井 健 吾	愛媛県連	51	"	渡 辺 才 司	"
15	"	藤 成 徳	福岡県連	52	"	星 野 護	"
16	"	岩 永 堅之進	長崎県連	53	"	小 柳 潤 一	新潟県連
17	専 務 理 事	粕 谷 明 博	員 外	54	"	金 内 義 久	"
18	常 務 理 事	松 本 淳 司	"	55	"	山 崎 正 寛	長野県連
19	部長(総務)	岩 野 隆 一	東京都連	56	"	柴 田 有 彦	富山県連
20	"(経理)	石 田 賢 司	茨城県連	57	"	北 川 雅一朗	石川県連
21	"(経営)	和 田 均	栃木県連	58	"	茗 荷 谷 豊	"
22	"(広報)	藤 原 和 彦	三重県連	59	"	富 田 行 雄	福井県連
23	"(事業)	鹿 野 淳 一	山形県連	60	"	小 池 勝	愛知県連
24	"(技術)	松 本 正 美	東京都連	61	"	永 野 卓 司	"
25	理 事	村 田 信 吾	北海道連	62	"	大 野 茂	"
26	"	龍 後 英 幸	"	63	"	坂 明 憲	"
27	"	坂 本 憲 昭	青森県連	64	"	鎌 田 幸太郎	静岡県連
28	"	星 進	宮城県連	65	"	服 部 愛一郎	"
29	"	井 上 環	"	66	"	荒 川 晶 一	岐 阜
30	"	太 田 博 之	秋田県連	67	"	岡 田 明 彦	"
31	"	白 田 眞 人	山形県連	68	"	川 島 吉 博	"
32	"	松 原 文 司	福島県連	69	"	谷 口 学	滋賀県連
33	"	池 田 好 男	茨城県連	70	"	豊 嶋 一 俊	京都府連
34	"	大 橋 保	栃木県連	71	"	津 村 憲 志	大阪府連
35	"	中 村 勝	"	72	"	木 村 之 彦	"
36	"	後 閑 正 裕	群 馬	73	"	水 野 博 巳	奈良県連
37	"	岡 田 章	埼玉県連	74	"	小 向 俊 和	和歌山県連

No.	役職	氏名	組合名	No.	役職	氏名	組合名
75	理事	南方節也	和歌山県連	89	理事	原田恵三	佐賀県連
76	"	高井豊司	兵庫県連	90	"	工藤光明	熊本県連
77	"	原田猛	"	91	"	横山英生	"
78	"	高原豊明	広島県連	92	"	織戸和彦	大分県連
79	"	吉川純弘	"	93	"	古澤雄二	宮崎県連
80	"	宇田川俊宏	鳥取県連	94	"	福山康洋	鹿児島県連
81	"	北野伸昭	松江	95	"	仲田一郎	沖縄県連
82	"	仲田泰弘	山口県連				
83	"	中川悟	香川県連	1	監事(代表)	木村平	東京都連
84	"	宮本正一郎	愛媛県連	2	監事	関根州一	埼玉県連
85	"	篠野義秀	徳島県連	3	"	内山邦俊	千葉県連
86	"	上村健一	高知	4	"	渡邊宇之助	神奈川県連
87	"	松尾浩充	福岡県連	5	"	安井健	愛知県連
88	"	林和義	"	6	"	福田悦雄	員外

(2) ブロック担当副会長、支部長

令和3年度の本会ブロック担当副会長、支部長は次のとおりである。

全管連・ブロック掌握機関及び支部一覧表

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
1	北海道 ブロック	佐藤安幸	1	北海道道央支部	池田篤司
			2	" 道東支部	阿部聡
			3	" 道西支部	村田信吾
			4	" 道南支部	斉藤聡
			5	" 道北支部	龍後英幸
2	東北 ブロック	佐々木英樹	6	青森県支部	坂本憲昭
			7	岩手県支部	佐々木英樹
			8	宮城県支部	星進
			9	秋田県支部	太田博之
			10	山形県支部	鹿野淳一
			11	福島県支部	松原文司

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
3	関東 ブロック	白 倉 進	12	茨城県支部	石 田 賢 司
			13	栃木県支部	和 田 均
			14	群馬県支部	後 閑 正 裕
			15	埼玉県支部	大 熊 泰 雄
			16	千葉県支部	白 倉 進
			17	神奈川県支部	原 宣 幸
			18	山梨県支部	雨 宮 正
4	東京 ブロック	宮 崎 文 雄	19	東京都支部	宮 崎 文 雄
5	北信越 ブロック	加 藤 大 二	20	新潟県支部	加 藤 大 二
			21	長野県支部	山 崎 正 寛
			22	富山県支部	柴 田 有 彦
			23	石川県支部	北 川 雅 一 朗
			24	福井県支部	富 田 行 雄
6	中部 ブロック	穂 刈 泰 男	25	愛知県支部	穂 刈 泰 男
			26	静岡県支部	鎌 田 幸 太 郎
			27	岐阜県支部	荒 川 晶 一 彦
			28	三重県支部	藤 原 和 彦
7	近畿 ブロック	前 田 隆 司	29	滋賀県支部	谷 口 学
			30	京都府支部	馬 場 博 嗣
			31	大阪府支部	前 田 隆 司
			32	奈良県支部	水 野 博 巳
			33	和歌山県支部	小 向 俊 和
			34	兵庫県支部	角 田 壽 郎
8	中国 ブロック	高 橋 肇	35	岡山県支部	高 橋 肇
			36	広島県支部	高 原 豊 明
			37	鳥取県支部	宇 田 川 俊 宏
			38	島根県支部	北 野 伸 昭
			39	山口県支部	仲 田 泰 弘
9	四国 ブロック	櫻 井 健 吾	40	香川県支部	中 川 悟
			41	愛媛県支部	櫻 井 健 吾
			42	徳島県支部	篠 野 義 秀
			43	高知県支部	上 村 健 一

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
10	九州 ブロック	藤 成 徳	44	福岡県支部	藤 成 徳
			45	佐賀県支部	原 田 恵 三
			46	長崎県支部	岩 永 堅 之 進
			47	熊本県支部	工 藤 光 明
			48	大分県支部	織 戸 和 彦
			49	宮崎県支部	古 澤 雄 二
			50	鹿児島県支部	福 山 康 洋
51	沖縄県支部	仲 田 一 郎			

(3) 名誉会長、相談役、技術参与

1) 名誉会長

大 澤 規 郎 (埼玉県連)

2) 相談役

渡 辺 皓 (宮城県連)

3) 技術参与 (五十音順)

阿 部 弘 之 (東京都立多摩職業能力開発センター 訓練課課長代理)

茨 木 繁 (大阪ガス㈱より (一社) 建設技能人材機構へ令和4年3月31日
まで出向)

熊 野 建 城 (元東京都水道局 北部支所配水課長)

小 泉 智 和 (元東京都水道局 総務部長 令和3年12月23日逝去)

鈴 木 慶 一 (元(公社)日本水道協会 工務部長)

永 井 康 敏 (元横浜市水道局 給水部長)

安 田 一 章 (元(公社)日本水道協会 品質認証センター 品質管理課長)

(4) 事務局 (常勤役員・職員)

専務理事	粕 谷 明 博	経理・事業課長	鈴 木 都久生
常務理事	松 本 淳 司	主 任	依 田 仁 朗
事務局長	上 田 忠 幸	"	阿 蘇 千寿子
事務局次長	佐 藤 良 浩	"	仲 村 信 慶
		職 員	小 島 美代子

I-1-6 賛助会員

(令和4年4月30日現在)

No	会社名	所在地	No	会社名	所在地
1	(株)アイテック	新潟・上越市	39	(株)タブチ	大阪・大阪市
2	(株)アイピージェイ	東京・渋谷区	40	月島テクノメンテサービス(株)	東京・江東区
3	(株)アカギ	"・中央区	41	(株)テクノフレックス	"・台東区
4	アサダ(株)	愛知・名古屋市	42	(株)デック	神奈川・横浜市
5	アルミ複合ポリエチレン管協会	東京・千代田区	43	テラル(株)	東京・文京区
6	アンデス産業(株)	"・墨田区	44	東京水道(株)	"・新宿区
7	(株)ウーベル保険事務所	"・中央区	45	TOTO(株)	"・港区
8	(株)ウォーターエージェンシー	"・新宿区	46	東洋バルブ(株)	"・中央区
9	(株)エージェンシーソフト	"・千代田区	47	東横システム(株)	"・大田区
10	(株)FMバルブ製作所	"・文京区	48	西尾レントオール(株)	大阪・大阪市
11	塩化ビニル管・継手協会	"・港区	49	(株)日水コン	東京・新宿区
12	大阪ガス(株)	大阪・大阪市	50	(株)日邦バルブ	長野・松本市
13	兼工業(株)	愛知・小牧市	51	日本水工設計(株)	東京・中央区
14	(株)川西水道機器	香川・綾歌郡	52	日本水道鋼管協会	"・千代田区
15	(株)キッツ	千葉・千葉市	53	(一社)日本ダクタイル鉄管協会	"・千代田区
16	キャタピラー・ジャパン(同)	神奈川・横浜市	54	日本フローセル(株)	"・港区
17	(株)クボタ	東京・中央区	55	日本ヘルメテックス(株)	"・品川区
18	栗本商事(株)	大阪・大阪市	56	配水用ポリエチレンパイプシステム協会	"・千代田区
19	(株)K V K	岐阜・加茂郡	57	橋本総業(株)	"・中央区
20	(株)小泉	東京・杉並区	58	(株)パロマ	愛知・名古屋市
21	(株)光明製作所	大阪・和泉市	59	(株)日立産機システム	東京・千代田区
22	コスモ工機(株)	東京・港区	60	フジ地中情報(株)	"・港区
23	(株)小松製作所	"・港区	61	フジテコム(株)	"・千代田区
24	(株)笹川電機商会	新潟・新潟市	62	プラスチック・マスマンホール協会	"・中央区
25	JFEエンジニアリング(株)	神奈川・横浜市		(令和4年3月31日退会)	
26	信濃衣料(株)(令和4年4月30日退会)	長野・長野市	63	(株)プラスバイプラス	大阪・大阪市
27	(株)清水合金製作所	滋賀・彦根市	64	(株)ブリヂストン	東京・中央区
28	(株)ジャパンエキスパートシステム	東京・港区	65	ベルソフトウェア(株)	神奈川・川崎市
29	(株)昭和螺旋管製作所	"・北区	66	前澤化成工業(株)	東京・中央区
30	水道マッピングシステム(株)	"・新宿区	67	前澤給装工業(株)	"・目黒区
31	水ing(株)	"・港区	68	(株)松阪鉄工所	三重・津市
32	積水化学工業(株)	"・港区	69	(株)丸互	新潟・上越市
33	(一社)全国設備業IT推進会	"・千代田区	70	(株)ミナミサワ	長野・長野市
34	(株)全日出版社	"・渋谷区	71	メタウォーター(株)	東京・千代田区
35	損害保険ジャパン(株)	"・新宿区	72	(株)大和バルブ	"・品川区
36	第一環境(株)	"・港区	73	(株)LIXIL	"・江東区
37	大成機工(株)	大阪・大阪市	74	レッキス工業(株)	大阪・東大阪市
38	(株)竹村製作所	長野・長野市	75	渡辺パイプ(株)	東京・中央区

I-1-7 施設の設置状況

- (1) 事務所 東京都豊島区北大塚3-30-10
- (2) 名称 全管連会館
- (3) 構造等 鉄骨造 地上4階建 制震構造、建築面積163.37㎡、延べ面積622.40㎡
- (4) 取得年月 昭和52年11月(新会館竣工：平成31年2月)
- (5) 貸室 4階 渡辺パイプ(株)、1階 (株)フロンテ(ともに平成31年4月入居)

I-2 その他組合の状況に関する重要な事項

I-2-1 功労者表彰

(1) 叙勲、国家褒章、大臣表彰

1) 叙勲

① 令和3年秋(発令 令和3年11月3日)

(国土交通省関係)

旭日双光章 岩永堅之進(長崎県連) 角田壽郎(兵庫県連) 大原萬彌(埼玉県連)

瑞宝単光章 中村 稔(宮城県連) 美馬 実(徳島県連) 清水秀美(秋田県連)

② 令和4年春(発令 令和4年4月29日)

(国土交通省関係)

旭日双光章 松原兼一(福島県連)

瑞宝単光章 本 正幸(兵庫県連) 吉崎克信(徳島県連) 菅原徹郎(秋田県連)

杉本省三(兵庫県連)

2) 国家褒章

① 令和3年秋(発令 令和3年11月3日)

(国土交通省関係)

黄綬褒章 前田隆司(大阪府連) 森岡義雄(兵庫県連)

② 令和4年春(発令 令和4年4月29日)

(国土交通省関係)

黄綬褒章 鹿野淳一(山形県連) 清原健志(熊本県連)

3) 大臣表彰・感謝状

① 国土交通大臣表彰

・令和3年建設事業関係(令和3年7月10日)

[功労者]

高橋 肇(岡山) 松本正美(東京都連) 荒川晶一(岐阜)

中根洋一(広島県連) 千葉信宏(宮城県連) 中筋章聡(徳島県連)

松元安雄(長崎県連)

[優良団体]

三重県水道工事業協同組合連合会

② 厚生労働大臣表彰

・水道関係功労者(令和3年11月30日)

新家功一(東京都連)

” (令和4年1月17日)

佐藤安幸(北海道連) 篠野義秀(徳島県連)

” (令和4年2月19日表彰式中止)

亀川繁和(愛媛県連) 菅 功二(愛媛県連) 藤本和久(愛媛県連)

③厚生労働大臣感謝状

敦賀市管工事協同組合(50周年)

宮崎県管工事協同組合連合会(50周年)

(2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰(令和3年10月2日)

辰巳佳照(奈良県連) 森 順一(徳島県連)

(3) 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(令和3年10月2日)

内海佳祐(北海道連) 山下恭平(香川県連)

(4) 国土交通省不動産・建設経済局長表彰(令和3年10月1日・浄化槽関係事業功勞)

宮本正一郎(愛媛県連) 小峰一良(東京都連) 越智道人(愛媛県連)

(5) 全管連表彰(令和3年7月1日 新型コロナウイルス感染症拡大のため表彰式は中止)

全管連表彰規程第2条 組合員に対する表彰(102名)

全管連表彰規程第3条 組合員たる法人の役員及び従業員に対する表彰(260名)

全管連表彰規程第4条 組合職員に対する表彰(22名)

(6) 優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰について

標記について、本会推薦の候補者が顕彰されているが、近年、推薦の申込みが減少傾向にある。国土交通省では極端に推薦数が少ない団体等に対しては、個別に候補者選定方法など状況を確認し、選定方法に係るアドバイス等を行い、その上で推薦数の充足が見込めないと判断される場合においては、推薦枠数の見直しを行うこととしている。

については、このような状況を踏まえ、今後の推薦数の安定確保に努めるべく、令和5年度推薦分より、従来の立候補を重視した方式から全10ブロックより各1名応募頂き、その中から要件を満たし、準備が整ったと判断した候補者を令和5年度より順次推薦、という複数年度の候補者を予め確保・選定する方式の施行を当面の間継続することとし、会員団体からの協力を頂きながら、推薦数不足の解消に努めることとした。

I-2-2 関連諸団体への役員・委員等の委嘱

No	官庁・団体	役職名	氏名
1	<国> 国土交通省		
	管工事施工管理技術検定委員会	委員	藤川幸造
	優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会	”	”
	建設業の一人親方問題に関する検討会	”	和田 均
2	<独立行政法人> 独立行政法人 勤労者退職金共済機構	評議員	藤川幸造
	<財団法人>		
3	(公財)給水工事技術振興財団	理事	藤川幸造

		評議員	原 宣幸 宮崎文雄 佐藤安幸 鹿野淳一 穂刈泰男 前田隆司 高橋 肇 藤 成徳
	機関誌編集委員会	委 員	石田 隆
	調査研究課題選考委員会	”	粕谷明博
	給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討委員会	”	渡邊宇之助
4	(一財) 建設業振興基金	”	中川 悟
	基幹技能者制度推進協議会	”	松本淳司
	建築・設備施工管理 CPD 制度運営委員会	”	金子達之輔
	” プログラム審査委員会	評議員	宮崎文雄
5	(一財) 全国建設研修センター	”	”
6	(一財) 地域開発研究所	”	粕谷明博
7	(公財) 日本建築衛生管理教育センター	”	”
8	(公財) 日本環境整備教育センター	委 員	”
	浄化槽設備士試験委員会	”	和田 均
9	(一財) 日本ガス機器検査協会	”	安田一章
	ガス機器設置技能資格制度運営委員会	”	”
10	(一財) 日本燃焼機器検査協会	”	”
	給水器具認証制度運営委員会	”	”
	燃料電池システム認証業務運営委員会	”	”
	燃料電池等検査基準作成委員会		
	<社団法人>		
11	(公社) 日本水道協会	”	粕谷明博
	認証制度運営委員会	”	安田一章
	認証審査委員会		
12	(公社) 日本下水道協会	参 与	藤川幸造
	賛助会員	委 員	粕谷明博
	災害時支援に関する検討会	理 事	”
13	(一社) 日本水道工業団体連合会		
14	(一社) 建設産業専門団体連合会	委 員	太田勝晶
	企画委員会・専門部会		
	<その他>		
15	全国中小企業団体中央会	評議員	藤川幸造

16	建設業労働災害防止協会 木造家屋建築工事安全対策委員会	常任理事 委 員	” 和田 均
17	中央職業能力開発協会 中央技能検定委員会 配管（建築配管） 中央技能検定委員会 基礎級配管（建築配管） 第59回技能五輪全国大会（配管）	参 議 委 員 ” ” ” 競技委員 ” 運営委員 委 員	粕谷明博 渡邊弘幸 金子達之輔 渡邊弘幸 金子達之輔 渡邊弘幸 金子達之輔 仲村信慶 粕谷明博
18	「浄化槽の日」実行委員会 企画委員会	” ”	” ”
19	浄化槽中央連絡協議会	常任理事 理 事 ” ”	加藤大二 大熊泰雄 粕谷明博 松本淳司
20	登録配管基幹技能者講習 講習委員会 講習運営委員会	副委員長 委 員 ” 委 員 長 委 員 ”	中川 悟 安田一章 松本淳司 安田一章 阿部弘之 仲村信慶

I-2-3 全国管工事業協同組合連合会青年部協議会

(平成9年設立)

(1) 令和3年度事業

テーマ「仲間と共に」

- | | | |
|--------|------------|--|
| 〔総務部会〕 | ① 通常総会開催事業 | 第25回通常総会 |
| | ② 広報関連事業Ⅰ | I. 「アヒルのたまご」の発刊 |
| | ” | II. 「全管連ジャーナル」への寄稿 |
| | ” | III. ホームページの更新 |
| | ” | IV. 環境問題研究事業報告書の作成 |
| | ③ 広報関連事業Ⅱ | 全管連総会PR事業、周年事業への参加
相談員の派遣 |
| 〔事業部会〕 | ④ 会員交流事業 | 研修会事業、出前トークミッション |
| | ⑤ 親会委託事業 | 管工事業界PR資料製作、フェイスブックを利用した会員交流 |
| | ⑥ 担い手育成事業 | 実態調査アンケートに基づいた事業、管工事業界
PR動画の活用と普及促進 |

※5月13日、令和3年2月福島県沖地震災害への義援金として日本赤十字社に50万円を贈呈した。この50万円は、令和2年3月第22回日本水大賞 厚生労働大臣賞の副賞で、有効な活

用方法を検討し義援金として贈呈した。

(2) 会員名簿 (期間中移動: 加入0、脱退0)

No	都道府 県 名	会 員 団 体 名	構 成 員 数
1	北海道	北海道管工事業協同組合連合会青年部協議会	137名
2	青 森	青森県管工事業協同組合連合会青年部協議会	93名
3	岩 手	岩手県管工事業協同組合連合会青年部連絡協議会	12名
4	宮 城	宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会	27名
5	秋 田	秋田管工事業協同組合青年部協議会	17名
6	山 形	山形市管工事協同組合青年部	20名
7	福 島	福島県管工事協同組合連合会青年部	153名
8	栃 木	宇都宮市管工事業協同組合青年部会	24名
9	埼 玉	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会	93名
10	神奈川	横浜市管工事協同組合青年部	30名
11	"	神奈川県管工事業協同組合青年部	68名
12	"	川崎市管工事業協同組合青年部会	24名
13	東 京	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会	279名
14	新 潟	新潟市管工事業協同組合青年部	30名
15	富 山	富山県管工事業協同組合連合会青年部	70名
16	石 川	石川県管工事協同組合青年部会	26名
17	愛 知	名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会	54名
18	京 都	京都府管工事工業協同組合青年会	22名
19	和歌山	和歌山市管工事業協同組合青年部	25名
20	兵 庫	兵庫県管工事業協同組合連合会青年部協議会	49名
21	岡 山	岡山市管工設備協同組合青年部	19名
22	広 島	広島市指定上下水道工事業協同組合青年部会	15名
23	"	福山管工事協同組合青年部	19名
24	香 川	高松市上下水道工事業協同組合青年部会	23名
25	愛 媛	愛媛県管工事協同組合連合会青年部連絡協議会	11名
26	徳 島	徳島市指定上下水道工事店協同組合青年部	12名
27	高 知	高知市管工事設備業協同組合青年部委員会	6名
28	福 岡	福岡市管工事協同組合青年部会	26名
29	長 崎	長崎市管工業協同組合青年部	11名
30	熊 本	熊本市管工事協同組合青年部会	35名
31	大 分	大分市管工事協同組合青年部会	19名
		合計	1,449名

(3) 役員一覧(理事30名、監事2名)

No	役職	氏名	所属組合
1	会長	太田 勝晶	川崎市管工事業協同組合青年部会
2	総括副会長	高橋 智彦	岩手県管工事業協同組合連合会青年部連絡協議会
3	総務担当副会長	林 誠	熊本市管工事協同組合青年部会
4	事業担当副会長	廣田 勝義	宇都宮市管工事業協同組合青年部会
5	総務部会長	安宅 弘明	高知市管工事設備業協同組合青年部委員会
6	事業部会長	小野 剛	大分市管工事協同組合青年部会
7	総務副部会長	三原 忍	石川県管工事協同組合青年部会
8	事業副部会長	田母神 友梨	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会
9	理事	斉藤 裕介	北海道管工事業協同組合連合会青年部協議会
10	"	村上 拓世	青森県管工事業協同組合連合会青年部協議会
11	"	本山 泰督	宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会
12	"	高橋 洋平	秋田管工事業協同組合青年部協議会
13	"	深瀬 継人	山形市管工事協同組合青年部
14	"	大橋 学	福島県管工事協同組合連合会青年部
15	"	増田 喬歳	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会
16	"	田中 顕輔	横浜市管工事協同組合青年部
17	"	本田 泰督	神奈川県管工事業協同組合青年部
18	"	井戸村 友正	新潟市管工事業協同組合青年部
19	"	松下 智洋	富山県管工事業協同組合連合会青年部
20	"	宮澤 祐輔	名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会
21	"	加藤 友幸	京都府管工事工業協同組合青年会
22	"	中西 敏揮	和歌山市管工事業協同組合青年部
23	"	東 健太郎	兵庫県管工事業協同組合連合会青年部協議会
24	"	田口 貴裕	岡山市管工設備協同組合青年部
25	"	迫田 邦彦	広島市指定上下水道工事業協同組合青年部会
26	"	高木 亮輔	高松市上下水道工事業協同組合青年部会
27	"	木村 豪宏	愛媛県管工事協同組合連合会青年部連絡協議会
28	"	小松 広和	徳島市指定上下水道工事店協同組合青年部
29	"	毛利 崇志	福岡市管工事協同組合青年部会
30	"	岩永 貴之	長崎市管工業協同組合青年部
1	監事	石山 健人	横浜市管工事協同組合青年部
2	"	神谷 晴江	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会

Ⅰ－３ 全管連組織等の見直し及び定款等の一部改正等について

Ⅰ－３－１ 組織見直し検討の経緯

会員が減少傾向にあり、今後の管工事業の発展等のために事業を継続していくためにも、全管連の組織自体もこれを反映する必要がある、また、会員の中からも役員数等について見直すべきとの意見があったことから、正副会長部長会議による予備的検討を経て、第344回理事会（令和3年1月18日）において総務・経理合同部会（以下、「合同部会」という。）で具体的な検討を行うことが承認された。2回の合同部会での審議の他、正副会長部長会議、理事会においても議論を行い、第348回理事会（令和3年10月18日）において中間とりまとめが了承され、その後、第3回合同部会、正副会長・部長会議において、中間とりまとめに従いより具体的な検討を行い、最終とりまとめ案を作成した。令和4年6月15日開催の臨時総会において定款・規約の改正等を行い、令和5年7月12日の通常総会から施行することとなった。

また、中小企業等協同組合法施行規則等の改正（令和3年5月14日施行）に伴い、中小企業組合について「バーチャルオンリー型組合総会及び理事会」が開催可能となった。これを受けて全国中小企業団体中央会では、定款参考例の改正（令和3年7月30日）を行った。本会でも令和4年6月15日開催の臨時総会において、定款・規約の他、電磁的記録等に関する規約を設定し、施行することとなった。理事会で承認された見直し内容は下記である。

Ⅰ－３－２ 組織見直しのポイント事項

①役員数について

定款における理事定数は60人以上75人以内とし、都道府県支部への理事割当数については、各都道府県1名の割当と所属企業数に応じた割当の併用方式とする。具体的な理事割当については、65名程度を目安としつつ、現行理事数から大きく減る支部については割当人数増を行う。また、都道府県支部における地域の状況についても必要に応じ勘案する。監事人数は1名減とする。青年部代表にはオブザーバとして理事会等への出席を求める。

②副会長について

定款における副会長数は10名以内とし、会長が指名し理事会で選出する。具体的な人数については会長の判断による。当面は業務運営上の6部門を担当する副会長と筆頭副会長の7名とする考え方が主流であるが、6部門の責任者を部長とし、副会長は数名で良いとの意見もある。ブロック担当副会長制は廃止するが、ブロック代表としてのブロック長制を復活させる。理事会への議案付議等についての最終審議を行うため、正副会長ブロック長部長会議を開催するものとする。

③部会・委員会について

6部門の委員会は廃止し、部会に一本化する。北海道の支部長を含め各理事はいずれかの部会に所属する。6部門横断的な事項及び本会の総合的業務の企画等について議論・調整を行う場を設ける必要がある。

④出資金額の差異について

少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の一部返還は難しいという認識で一致した。都道府県支部における所属業者数の増減により結果として一社当たりの出資金額に差異が生じているが、それに対応して義務的に出資金額の調整（返還又は徴収）を行う必要はないという意見が大勢である。出資金額に差異があることによる不公平感について、例えば出資配当を行うこと等によりその検討をする必要がある。

Ⅰ－３－３ 定款・規約等改正のポイント

○定款

- ・第24条 役員数80～95を60～75とする。実際の理事数に上下限とも若干の余裕を確保
- ・第26条 員外理事の上限を5人とする
- ・第28条 副会長を10人以内とする
- ・第51条 当面は空振り規定であるが、今後、特別の課題に関し、委員会を設置する場合もあるため、委員会に関する条文は残す。
- ・その他 「資本剰余金」、「バーチャルオンリー総会」の規定等について最近の標準定款例等に倣い規定、改正する

○業務運営に関する規約

- ・「部」を「部会」とする
- ・各理事は原則としていずれかの部会に所属する
- ・部会に担当副会長、部長、副部長2名をおく
- ・部会横断的な事項を審議するため「会長・副会長会」の規定を設ける

○担当副会長制に関する規約

- ・業務運営に関する規約に含まれることに伴い廃止する

○委員会規約

・常設委員会は部会に一本化されることに伴い、特別の案件審議のために委員会が設置されることとなる。それに対応した内容に変更する

○支部に関する規約

- ・ブロック担当副会長を置く規定をブロック長を置くと規定に改正する
- ・それに伴う文言修正を行う

○賛助会員規約、青年部規約

- ・定款の条ずれに伴う改正を行う

Ⅰ－４ 水道事業者が水道のこれからを考えるウェビナー

日本水道新聞社による標記ウェビナーに本会と（公財）給水工事技術振興財団が協力し、管工事業者・給排水設備業者の課題に焦点を当てた標記ウェビナーを開催した。意欲を持った技術者と水道事業者側とが密接に連携することで、水道界の課題と解決に向けた考え方の共有、そして現場の気づきと新たな化学反応を醸成し、水道工事の未来を拓く糸口となる各種プログラムがライブ配信され、水道業界関係者約300人が聴講した。本会から藤川会長、原総務担当副会長、粕谷専務理事、太田青年部協議会会長が参画した。

Ⅰ－５ 表敬訪問

藤川会長は、令和4年3月30日岸田文雄内閣総理大臣、続いて4月5日齊藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問した。これは広島県連高原理事長の尽力により実現したもの。令和3年12月17日の田村水道議連会長への要望書の写しをお示しし、特に以下の点について管工事業界の課題等をご説明した。

各地の管工事組合の組合員は地震等の災害時には真っ先に現場に駆け付け応急復旧等に從事しているが、会員数が激減しており今後の応急復旧体制維持が心配される。その中で、本会所属企業の規模

は小さいが日頃より災害復旧や夜間休日の漏水当番など頑張っている。若者にもこの業界に入ってもらうために魅力ある業界にすることが必要。賃金、休日は大きな要因となっており、適正利潤、適正工期の確保などの対策が求められる。組合員以外の工事業者の中には悪質な業者もあり、その対策が求められる。

岸田総理大臣からは、ライフライン維持のためにも業界に頑張ってもらいたいとの激励をいただいた。また、斉藤国交大臣からは、災害時の応急復旧活動には心からの敬意と感謝を申し上げる。国交省としても業界に若者が入ってくるよう引き続き諸施策を講じていきたいとのご発言をいただいた。

1-6 自由民主党水道事業促進議員連盟、公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会

平成25年11月に自由民主党有志により設立された水道事業促進議員連盟（自民党水道議連）は、今年で9年目を迎えた。また、同じ与党である公明党には、上水道・簡易水道整備促進議員懇話会（公明党水道懇話会）が設立されている。本会では、引き続き両団体との連携を図りつつ、主に以下の活動を行った。

- 令和3年7月 自民党水道議連・川崎二郎会長、足立敏之議員を表敬訪問し意見交換を実施
- 8月 衆議院第二議員会館において開催された自民党水道議連第15回総会に出席
- 9月 衆議院第二議員会館において開催された公明党水道懇話会による政策要望懇談会に出席
- 11月 自民党本部において開催された自民党水道議連第16回総会に出席。川崎二郎会長が退任され、新会長として前厚生労働大臣の田村憲久衆議院議員が選出された
- 12月 自民党水道議連・田村憲久会長へ水道関係予算及び働き方改革等に係る要望活動を実施
- 同月 衆議院第二議員会館において開催された公明党水道懇話会による政策要望懇談会に出席。石田祝稔会長が退任され、新会長として大口善徳衆議院議員が選出された
- 令和4年1月 自民党水道議連・田村憲久会長へ神東塗料の不適切行為による管工事業者への支援措置等について要望した
- 3月 衆議院第二議員会館において開催された公明党水道懇話会による意見交換会に出席
- 同月 衆議院厚生労働委員会において、公明党の山崎正恭議員（水道懇話会幹事）が管工事業界における人材確保、担い手確保等について政府の考えを質した。これに対し、後藤茂之厚生労働大臣より、令和4年度の水道施設整備費に係る歩掛表からGX管等敷設時の最小掘削幅を60センチにするとの答弁があるなど、業界の懸案解決へ一歩前進した。

なお、自民党水道議連は衆議院議員・田村憲久会長のもと156名が名を連ね、大口善徳会長（衆議院議員）率いる公明党水道懇話会には51名が参画している。

Ⅱ 経理に関する事項

Ⅱ－１ 部会・委員会の開催

Ⅱ－１－１ 経理部会

第21回 令和3年5月20日 WEB開催

- (1) 令和2年度事業報告(案)について
- (2) 令和2年度収支決算報告(案)について
- (3) 令和3年度事業計画(案)について
- (4) 令和3年度収支予算(案)について

Ⅱ－１－２ 経理委員会

第91回 令和3年12月9日 大手町サンスカイルーム・WEB

- (1) 令和3年度上半期における財務状況及び年度末までの収支の予測について

Ⅱ－２ 監事会の開催

令和2年度第2回 令和3年5月21日 全管連会館・WEB

- (1) 令和2年度事業報告(案)について
- (2) 令和2年度収支決算報告(案)について

令和3年度第1回 令和3年12月10日 全管連会館

- (1) 令和3年度上半期における財務状況及び年度末までの収支の予測について
- (2) 令和3年度上半期伝票監査

令和3年度第2回 令和4年5月20日 全管連会館

- (1) 令和3年度事業報告(案)について
- (2) 令和3年度収支決算報告(案)について
- (3) 決算関係書類の確認
- (4) 令和3年度下半期伝票監査

Ⅱ－３ 適正な経理業務の推進に係る対応

日々の経理業務の適正な推進に資するべく、以下の対応を行った。

(1) 月次決算報告の実施

現在の財務状況を速やかに把握し、その後の事業活動の参考とするべく月次決算報告を実施するとともに、キャッシュフローの状況に留意することで適正な資金管理に努めた。

(2) 経理業務の電子化を推進

前年度に引き続き、インターネット等を利用した経理業務の電子化を推進した。すでに導入済みのインターネットバンキング及び国税のオンラインサービス「e-Tax」を活用することで、毎月の源泉所得税及び個人住民税の納付、固定資産税・都市計画税、消費税の中間納付をインターネット上で行えるようになったほか、地方税のオンラインサービスである「eLTAX」を導入したことにより、給与所得の源泉徴収票・法定調書合計表や給与支払報告書など、年末調整

に係る書類の提出をインターネット上で完結できるよう整備した。

II-4 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入されるインボイス制度に先立ち、令和3年10月から適格請求書発行事業者の登録申請書の提出受付が始まった。本会でも申請書を提出し登録された。

また、本会員外監事の福田悦雄顧問税理士にご寄稿いただき、全管連ジャーナル9月号、全管連ニュース12月号にインボイス制度の概要等を掲載することで、会員への周知を行った。

II-5 改正電子帳簿保存法への対応

令和3年度税制改正において「電子帳簿保存法」が改正され、令和4年1月より施行された。事務局内の帳簿等の保管状況をあらためて確認するとともに、変更すべき箇所についての対応を行った。また、福田悦雄顧問税理士より関係書類をご提供いただき、事務局職員を対象とした社内講習会を実施したほか、本会ホームページに掲載することで会員に周知した。

II-6 直前3事業年度の財産及び損益の状況 (円)

項目	前期 (令和2年度)	前前期 (令和元年度)	前前前期 (平成30年度)
資産合計	667,111,301	639,252,185	630,256,065
純資産合計	441,889,713	418,017,897	394,064,495
事業収益合計	247,182,810	237,684,330	267,760,994
当期純損益金額	24,420,816	23,953,402	35,966,548

Ⅲ 経営に関する事項

Ⅲ-1 部会・委員会の開催

Ⅲ-1-1 経営委員会

第41回 令和4年2月17日 WEB開催

- (1) 専門工事企業の施工能力の見える化評価委制度について
- (2) 配管職種における賃金目安(年収)の設定・公表について
- (3) 建設業の一人親方問題について
- (4) 官公需適格組合等の組合運営について

Ⅲ-2 人材の確保・育成における全管連の取組

(1) 職業紹介リーフレット「管工事全書」の作成・配布

経営・広報の両委員会において、青年部協議会の協力を得て、業界PR及び若年者や女性の技術者・技能者の入職促進のためPR資料4万枚を作成し、会員並びに全国設備工業教育研究会会員各校等に配布した。また、自由民主党水道事業促進議員連盟等の国会議員の先生方への要望活動にも活用した。

(2) 建設業界ガイドブックの改訂協力・配布

建設産業人材確保・育成推進協議会「建設業界ガイドブック」の改訂に協力するとともに、同パンフレット200部を会員並びに全国設備工業教育研究会会員各校等に配布した。また、水道産業新聞の令和4年2月28日号の特集「魅力とやりがい上下水道の仕事」に寄稿した。

(3) 技能競技大会に係る指導者派遣

技能振興等の支援事業として技能競技大会へ参加する選手・指導者への指導支援を行っている。

派遣先：石川県連

10月8・9日 会員企業選手2名。講師：階上文男氏(青森県連)

派遣先：広島県連

10月23・24日 広島市立広島工業高校環境設備科生徒・指導者、組合員4名。

講師：阿部弘之技術参与

派遣先：香川県連

10月30・31日 会員企業選手1名。講師：阿部弘之技術参与

(4) 女性活用等の取組事例の紹介

女性活用等の取組について、各会員組合の好事例を全管連ニュース・ジャーナルで紹介した。

Ⅲ-3 建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応

「建設キャリアアップシステム」(以下、「CCUS」)は、技能者の適切な処遇改善を実現するために国土交通省が構築した制度インフラで、令和4年3月時点で約16万事業者(建設業許可業種数の約35%)がCCUSに登録、技能者登録は90万人(技能者全体の約25%)に迫るペースで増加している。その仕組みは、多岐で複雑であるが、全管連では国交省と連携して官民一体で普及促進に努めている。ここでは、令和3年度に国交省の指導の下、対応した以下の4点について報告する。

(1) 建設技能者の能力評価(レベル判定)制度の現状

CCUSに登録している建設技能者は、国交大臣が認定した能力評価基準に基づき、レベルに応じた4段階のカードが発行される。2020年4月から開始されているが、カードの発行とレベル判定(判

定結果通知書の交付を含む)手続きが申請者にとって、二重負担となっており、国交省では、「CCUS」でのワンストップ(一本)化を目指し、令和3年6月にシステムを一旦停止した。

ワンストップ化までの暫定的な運用については、各能力評価実施機関に委ねることとされ、全管連では、配管職種の能力評価実施団体である3団体(全管連・日空衛・日管連)でその対応を協議し、事務の業務負担や係る経費を勘案し、3団体の合意のもと、国交省より紹介を受けた(一社)日本機械土工協会(日本機械土工)に委託し、同年11月1日より業務を再開している。

能力評価(レベル判定)申請については、下記参照。

能力評価基準【配管】 http://www.jemca.jp/level/levelhyouka_haikana.html

(2) 専門工事企業の施工能力の見える化評価基準の策定

国交省では、上記能力評価に加えて、専門工事企業の施工能力の見える化評価基準の策定を各職種団体に求めている。人を大切にし、施工能力などの高い企業が適正に評価され、選ばれる環境を整備し、受注機会や入職者確保に繋げる仕組みづくりである。見える化する評価基準は、「基礎情報」、「施工能力」、「コンプライアンス」の3項目で、項目ごとに☆印の4段階で評価する。

全管連では、この評価基準策定にあたり、ライフラインの守り手として、いち早く現場に駆け付け、地震等緊急時対応ができる地域に根差した企業が高く評価される基準づくりに主眼を置いて原案を策定、第344回理事会に提出し、引き続き検討を行っている。

(3) 技能レベルに応じた賃金目安(年収)の設定・公表

国土交通省より建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現のため、配管職種の技能レベル毎の賃金目安を設定・公表するよう求められており、令和2年11月に本会都道府県支部の所属企業約2,200名に対し、実態調査を実施した。その集計結果では、同一技能レベルであっても給与額に大きな差があり、それを単一の数値として設定することは、管工事の業務の多様性、地域差、企業規模の面からも困難であることが判明した。また、設定公表する給与水準の求め方、性格についても団体により考え方が様々であり見守ることとした。

(4) 建設業の一人親方問題に関する検討会への参画、リーフレットの配布

国土交通省では、令和2(2020)年度に「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題について検討を行い、令和3(2021)年3月に中間取りまとめを公表している(本会機関誌「全管連ジャーナル」令和3年6月号参照)。検討会には、空調・給排水の配管工、ダクト工、保温工等の管工事業の関係四団体である(一社)日本空調衛生工事業協会、(一社)日本配管工事業団体連合会、(一社)全国ダクト工業団体連合会および全管連を代表して、全管連が参画している。

本会では1月11日、国土交通省のリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を所属単組・企業数分の約1万6千枚を会員団体に配布するとともに、本会ホームページ新着トピックス(1月11日)にアップした(同 令和4年4月号参照)。

同省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、令和4年4月1日から施行した。法定福利費など労働関係諸経費の削減を意図して技能者の個人事業主化を進める「偽装一人親方化」への対応を目的に、目指すべき一人親方の姿や元請、下請それぞれの役割と責任などを規定した(同 令和4年6月号参照)。

Ⅲ－４ 公共事業労務費調査に関するセミナー

国土交通省及び農林水産省が実施する公共事業労務費調査では、建設労働者の賃金を確認するため、労働基準法で調製が義務付けられている賃金台帳や就業規則等を不可欠な参考資料として利用している。しかし、かなりの調査データが棄却されており、本会では、公共事業労務費調査の有効回答向上をテーマに取り上げて、オンラインにてセミナーを実施した。また、当日の資料・音声を会員専用ホームページにアップした。

(1) 日時 9月3日

(2) 場所 愛媛県（オンライン開催）

Ⅲ－５ 建設産業活性化助成事業

本会では、（一財）建設業振興基金の建設産業活性化助成事業制度を活用し以下の事業を行った。

①職業紹介リーフレット「管工事全書」の作成、配布

②都道府県支部を通じて、全設研会員校「設備工業科」在校生で受検する生徒に技能検定受検用練習材料を提供した。

2級：9校65人（前年度9校79人）、3級：14校241人（前年度12校253人）

③建設キャリアアップシステム「建設技能者の能力評価制度」におけるレベルの年収給与の支払い状況調査報告書

Ⅲ－６ 建設業経理検定の周知

事務連絡、機関紙およびホームページにて、令和3年度上期 検定試験（1・2級）、下期 検定試験（1・2・3・4級）及び建設業経理事務士特別研修（3・4級）の周知を図った。

Ⅲ－７ 給水申請書類の様式等の統一とデジタル化の取組

全管連では、給水申請事務の簡素化、合理化のため、各水道事業体でまちまちとなっている申請書類の統一とデジタル化について（公財）給水工事技術振興財団等と検討を進めている。具体の取組として、令和3年度は水道の広域化を進めている全国10地域の水道事業体と当該管工事協同組合に対して、デジタル化の成功事例やニーズ、課題等のアンケート調査を実施し、現在、調査結果を集計中である。また、この調査と並行して、令和4年2月、ケーススタディとして日本水道協会栃木県支部と栃木県管工事業協同組合連合会による標準化案作成の意見交換が行われ、令和4年度に引き継がれている。

Ⅲ－８ 水道配水管工事に係る戦略懇談会

令和3年12月、配水管工事への受注機会拡大等をテーマに標記懇談会を開催した。そこで、本懇談会の今後の展望として、次の3点を検討していくこととなった。

① 小規模DB方式についてダクタイル鉄管協会との意見交換会を実施する。

② クボタのダクタイル鉄管の施工管理のIT化に関して、八戸圏域水道企業団が協力しており、北向前委員の地元ということもあり、令和4年度は視察する。

③ 厚労省水道課に対し提出する水道本管工事に関する要望書の原案を取りまとめる。

以上を踏まえ、本年4月、厚労省水道課名倉課長に「水道配水管工事における管工事業者の活用について」と題し、要望書を提出した。

Ⅲ－９ 公共工事設計労務単価（令和４年３月適用）

国土交通省と農林水産省は、２月18日、令和４年３月以降の契約から適用する公共工事設計労務単価を決定し発表した。全国51職種の平均は、令和３年３月と比べると2.5%増の21,084円となった。一方、配管工の全国平均は、前年３月と比べると3.0%増の21,464円となった。

令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価
（建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行））

上段：公共工事設計労務単価

（下段）：公共工事設計労務単価+必要経費

（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等）（参考値）

（次 頁）

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価
(建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示(試行))

上段:公共工事設計労務単価

(下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等)(参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	配管工	配管工 (令和3年度)	配管工 (対前年比)	普通作業員	電工	ダクト工	設備機械工
北海道	北海道	22,000	20,900	105.3%	18,000	22,600	21,400	23,600
		(30,900)	(29,400)	105.1%	(25,300)	(31,800)	(30,100)	(33,200)
東北	青森県	21,600	20,500	105.4%	18,600	20,800	20,400	22,900
		(30,400)	(28,800)	105.6%	(26,200)	(29,200)	(28,700)	(32,200)
	岩手県	23,000	21,900	105.0%	20,100	21,900	20,600	22,700
		(32,300)	(30,800)	104.9%	(28,300)	(30,800)	(29,000)	(31,900)
	宮城県	24,200	22,900	105.7%	20,000	23,400	21,100	22,700
		(34,000)	(32,200)	105.6%	(28,100)	(32,900)	(29,700)	(31,900)
	秋田県	20,900	19,800	105.6%	18,900	21,500	20,500	22,900
	(29,400)	(27,800)	105.8%	(26,600)	(30,200)	(28,800)	(32,200)	
関東	山形県	23,200	22,000	105.5%	18,900	22,400	21,900	22,900
		(32,600)	(30,900)	105.5%	(26,600)	(31,500)	(30,800)	(32,200)
	福島県	23,600	22,400	105.4%	19,800	23,000	21,500	22,700
		(33,200)	(31,500)	105.4%	(27,800)	(32,300)	(30,200)	(31,900)
	茨城県	23,200	22,600	102.7%	21,100	22,800	23,400	23,300
		(32,600)	(31,800)	102.5%	(29,700)	(32,100)	(32,900)	(32,800)
	栃木県	23,300	22,700	102.6%	19,800	22,500	23,200	23,300
	(32,800)	(31,900)	102.8%	(27,800)	(31,600)	(32,600)	(32,800)	
関東	群馬県	22,600	22,000	102.7%	20,900	22,100	22,400	23,300
		(31,800)	(30,900)	102.9%	(29,400)	(31,100)	(31,500)	(32,800)
	埼玉県	23,100	22,500	102.7%	21,400	24,300	23,800	23,300
		(32,500)	(31,600)	102.8%	(30,100)	(34,200)	(33,500)	(32,800)
	千葉県	23,600	23,000	102.6%	21,100	24,500	23,400	23,300
		(33,200)	(32,300)	102.8%	(29,700)	(34,400)	(32,900)	(32,800)
	東京都	24,100	23,500	102.6%	22,300	26,700	23,800	23,300
		(33,900)	(33,000)	102.7%	(31,400)	(37,500)	(33,500)	(32,800)
	神奈川県	22,900	22,300	102.7%	22,300	24,600	23,000	23,300
	(32,200)	(31,400)	102.5%	(31,400)	(34,600)	(32,300)	(32,800)	
北陸	山梨県	22,900	22,300	102.7%	22,200	24,100	22,900	23,300
		(32,200)	(31,400)	102.5%	(31,200)	(33,900)	(32,200)	(32,800)
	長野県	22,300	21,700	102.8%	20,400	22,600	22,500	23,300
		(31,400)	(30,500)	103.0%	(28,700)	(31,800)	(31,600)	(32,800)
北陸	新潟県	22,200	21,200	104.7%	19,900	22,500	21,200	24,100
		(31,200)	(29,800)	104.7%	(28,000)	(31,600)	(29,800)	(33,900)
	富山県	22,300	21,300	104.7%	21,100	23,600	21,700	24,100
	(31,400)	(29,900)	105.0%	(29,700)	(33,200)	(30,500)	(33,900)	
中部	石川県	22,500	21,500	104.7%	21,800	23,700	21,800	24,100
		(31,600)	(30,200)	104.6%	(30,700)	(33,300)	(30,700)	(33,900)
	岐阜県	22,100	21,600	102.3%	20,600	22,100	21,700	25,400
		(31,100)	(30,400)	102.3%	(29,000)	(31,100)	(30,500)	(35,700)
中部	静岡県	22,200	21,700	102.3%	21,700	23,400	23,200	25,400
		(31,200)	(30,500)	102.3%	(30,500)	(32,900)	(32,600)	(35,700)
	愛知県	22,400	21,900	102.3%	20,600	22,200	21,900	25,400
		(31,500)	(30,800)	102.3%	(29,000)	(31,200)	(30,800)	(35,700)
中部	三重県	22,800	22,200	102.7%	19,900	22,300	22,800	25,400
		(32,100)	(31,200)	102.9%	(28,000)	(31,400)	(32,100)	(35,700)

近畿	福井県	21,600 (30,400)	20,800 (29,200)	103.8% 104.1%	18,000 (25,300)	20,400 (28,700)	20,700 (29,100)	23,100 (32,500)
	滋賀県	22,200 (31,200)	21,400 (30,100)	103.7% 103.7%	19,200 (27,000)	21,800 (30,700)	21,600 (30,400)	24,100 (33,900)
	京都府	22,100 (31,100)	21,300 (29,900)	103.8% 104.0%	20,100 (28,300)	21,200 (29,800)	21,900 (30,800)	23,900 (33,600)
	大阪府	22,700 (31,900)	21,800 (30,700)	104.1% 103.9%	19,600 (27,600)	22,100 (31,100)	21,200 (29,800)	23,600 (33,200)
	兵庫県	20,400 (28,700)	19,600 (27,600)	104.1% 104.0%	19,800 (27,800)	20,900 (29,400)	21,000 (29,500)	23,600 (33,200)
	奈良県	22,700 (31,900)	21,800 (30,700)	104.1% 103.9%	19,700 (27,700)	21,800 (30,700)	22,200 (31,200)	23,500 (33,000)
	和歌山県	21,800 (30,700)	21,000 (29,500)	103.8% 104.1%	19,900 (28,000)	21,900 (30,800)	21,900 (30,800)	23,300 (32,800)
中国	鳥取県	19,500 (27,400)	19,000 (26,700)	102.6% 102.6%	15,500 (21,800)	19,400 (27,300)	20,300 (28,500)	21,300 (29,900)
	島根県	19,200 (27,000)	18,700 (26,300)	102.7% 102.7%	16,700 (23,500)	19,400 (27,300)	20,400 (28,700)	21,300 (29,900)
	岡山県	20,100 (28,300)	19,500 (27,400)	103.1% 103.3%	18,100 (25,400)	20,000 (28,100)	20,500 (28,800)	21,300 (29,900)
	広島県	19,300 (27,100)	18,800 (26,400)	102.7% 102.7%	18,900 (26,600)	20,600 (29,000)	20,200 (28,400)	21,300 (29,900)
	山口県	19,600 (27,600)	19,100 (26,900)	102.6% 102.6%	17,400 (24,500)	20,200 (28,400)	20,200 (28,400)	21,300 (29,900)
四国	徳島県	18,900 (26,600)	18,900 (26,600)	100.0% 100.0%	19,300 (27,100)	20,600 (29,000)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
	香川県	19,800 (27,800)	19,800 (27,800)	100.0% 100.0%	19,800 (27,800)	21,000 (29,500)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
	愛媛県	18,800 (26,400)	18,800 (26,400)	100.0% 100.0%	17,300 (24,300)	20,000 (28,100)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
	高知県	18,500 (26,000)	18,500 (26,000)	100.0% 100.0%	17,600 (24,700)	20,000 (28,100)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
九州	福岡県	20,500 (28,800)	20,300 (28,500)	101.0% 101.1%	20,000 (28,100)	21,900 (30,800)	20,600 (29,000)	24,200 (34,000)
	佐賀県	20,100 (28,300)	19,800 (27,800)	101.5% 101.8%	17,100 (24,000)	21,500 (30,200)	20,300 (28,500)	24,500 (34,400)
	長崎県	20,100 (28,300)	19,800 (27,800)	101.5% 101.8%	18,000 (25,300)	20,600 (29,000)	20,600 (29,000)	24,600 (34,600)
	熊本県	19,700 (27,700)	19,500 (27,400)	101.0% 101.1%	18,400 (25,900)	20,200 (28,400)	20,300 (28,500)	24,200 (34,000)
	大分県	20,400 (28,700)	20,200 (28,400)	101.0% 101.1%	17,200 (24,200)	20,400 (28,700)	20,700 (29,100)	24,200 (34,000)
	宮崎県	19,500 (27,400)	19,300 (27,100)	101.0% 101.1%	16,800 (23,600)	20,000 (28,100)	20,600 (29,000)	24,100 (33,900)
	鹿児島県	19,800 (27,800)	19,600 (27,600)	101.0% 100.7%	18,100 (25,400)	20,600 (29,000)	20,400 (28,700)	24,100 (33,900)
沖縄	沖縄県	18,500 (26,000)	18,100 (25,400)	102.2% 102.4%	19,600 (27,600)	18,300 (25,700)	18,000 (25,300)	21,500 (30,200)
全国平均		21,464	20,847	103.0%	19,436	21,796	23,305	23,804
全国平均(下段)		(30,183)	(29,302)	103.0%	(27,334)	(30,649)	(32,772)	(33,467)

IV 広報に関する事項

IV-1 部会・委員会の開催

IV-1-1 広報委員会

第63回広報委員会 令和4年3月1日 全管連会館・WEB

(1) 令和3年度事業について

- 1) 水道週間及びパイプ月間PRチラシ等について
- 2) 業界PRリーフレットの活用について
- 3) 若年者への業界周知PRツールの作成について
- 4) 「水の写真コンテスト」への後援について

(2) 令和4年度事業計画(案)について

IV-2 機関紙(誌)の発行

IV-2-1 全管連ニュース

本紙は1959年(昭和34年)1月に第1号が発刊され、令和3年度には第756号から第767号までを発刊した。本紙では毎月、本会の活動を網羅し紹介するとともに、当業界をとりまく関連情報をも取り上げており、会員企業のための貴重な情報媒体としての役割を果たしてきた。

令和3年度は、給水装置工事主任技術者試験や給水装置工事配管技能検定会、貯水槽清掃作業監督者講習会など各種試験や講習会のご案内、本会関係者の叙勲・国家褒章・大臣表彰受賞者を紹介し、管工事・土木施工管理技士、浄化槽設備士・管理士等の資格取得試験及び講習会受講と、全管連福祉共済制度、全管連法定外労働災害補償制度、全管連管工事賠償補償制度、全国中央会業務災害補償制度の案内、全管連刊行図書等のPRにも力を入れた。このほか、年度中に2回(10・4月)実施した新技術・新製品の紙上展示会において、管工事関連会社の本会に対する理解を得て、多数の関連メーカー、商社等各社の協力のもと、優れた新製品等に関する知識や情報を提供した。

IV-2-2 全管連ジャーナル

1962年(昭和37年)2月に発刊以来、国土交通省、厚生労働省等の担当官をはじめとする関係官庁・団体等の執筆陣により、法律・通達・制度等の解説や活用の提案等の記事を掲載し、企業経営に活用できるよう努めた。また、建設分野における新たな外国人材の受入れの特定技能制度や、全管連の「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」改訂のポイントを掲載した。その他、前年に引き続き、給水装置工事主任技術者、管工事・土木施工管理技士、技能検定(建築配管)等をはじめとする各種資格取得や、試験問題・解答の解説などの掲載を行った。

このほか、年度中に2回(10・4月)実施した管工機材等誌上展示会においては、賛助会員企業や管工事関連企業等の本会に対する理解を得て、多数の関連メーカー、商社等各社の協力のもと、優れた新製品等に関する知識や情報を提供した。

IV-3 ホームページの活用

本会の新着情報や会員通知、国土交通省、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の対応などの事務連絡のほか、一般消費者の水道工事や修理等の問い合わせに対応するため、全国の会員組合が検索できるシステムを実施・運用している。

また、建設分野 特定技能1号評価試験のテキスト、学科試験サンプル問題、実技試験問題、実技試験動画例を掲載し受検する方への情報提供を行った。さらに若年入職者促進用管工事の仕事紹介動画第2弾「未来を繋げる管工事が君たちを待っている」のダイジェスト版、令和3年度に新たに作成した職業紹介リーフレット「管工事全書」をHPに掲載し、技能五輪全国大会や技能グランプリの出場者に対する指導者派遣の申込や、会員組合における災害時協力体制・市等との連携事例の紹介、令和3年度水道週間・パイプ月間PR用チラシ、漏水事故防止チェックシート、理事会等の会議資料をダウンロードできるようにすることで、会員組合にとって有用な情報を容易に閲覧できるようにしている。

Ⅳ-4 令和3年度パイプ月間等行事

パイプ月間（7月13日～8月12日）及び水道週間（6月1日～7日）期間中に全国各地で開催される行事の場において、ライフラインの一翼を担い、地元水道局とともに市民の快適な生活をサポートする会員組合・企業の存在を広く消費者にPRする方策の一環として、㈱LIXIL並びにTOTO㈱の協賛により指定水道工事店のPRチラシ「地域密着任せて安心 地元管工事組合加盟 地元の強みを活かして災害復旧に貢献 安心・安全な水道を守っています！」23.8万枚及び、PRポスター1,600枚を作成、頒布した。

Ⅳ-5 積極的な広報活動（「水の写真コンテスト」の後援）

積極的な広報活動の一環として、水道週間協賛の「水の写真コンテスト」（水道産業新聞社主催・厚生労働省他後援）に引き続き後援団体として参画するとともに、特別賞「全管連会長賞」を設け、本会の存在を上下水道の関係者等に広報した。

Ⅳ-6 悪徳商法に関する対応

水道事業促進議員連盟等に対して悪徳業者対策の観点から、改正水道法に盛り込まれた指定給水装置工事事業者の更新制度及び付帯決議に盛り込まれた修繕時のトラブル防止や悪徳商法に関する情報提供の執行と会員組合所属業者の活用を要望した。悪徳商法に関する情報提供として、チラシ・ポスターの作成を検討している。

また、一般紙（日本経済新聞（夕刊）令和3年9月24日号）に東京都連の東京都管工事工業協同組合、業界紙（日本水道新聞令和4年1月24日号）に兵庫県連の神戸市管工事業協同組合・全管連の取組（機関誌「全管連ジャーナル」令和4年4月号に転載）が報道された他、令和4年4月にNHKのWEB動画、特集記事で「レスキュー商法」に関する内容（水道トラブルが発生した際には、マグネット広告やネット広告等に感わされずに、慎重に対応する）が紹介され本会のコメントも掲載された。令和4年度PRチラシ・ポスターにも悪質業者に対する注意喚起の掲載を検討した。

Ⅳ-7 第4回アジア・太平洋水サミットへの協賛

アジア太平洋地域の首脳・閣僚級、国際機関の代表者などが集い、水に関する諸問題について議論する第4回アジア・太平洋水サミットが令和4年4月23、24日の両日、熊本市で開催された。開催の趣旨に鑑み、本会ではウッズポンサー（協賛金50万円）として協賛（①公式HPへの本会ロゴ掲載②サミットロゴの商用利用③実施報告書への本会名掲載）した。



地域密着任せて安心

安心・安全な 水道を守っています!

地元管工事組合加盟

地元の強み活かして
災害復旧に貢献

私たちの水道をいつまでも安心・安全に

市民の皆さんからの水道工事のご依頼に安心して信頼に応える工事を行うのが地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」の第一の使命です。

熟練された誠実な工事を行えば、給水管での漏水も少なくなります。水道局発注の水道本管工事についても、地元管工事組合加盟各社は技術を磨き、確実な施工に努めています。

とくに、地震や風水害などの災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、水道局と共に応急復旧、給水活動に従事するのが地元根差した水道屋さん、私たち指定工事店組合員なのです。



全管連会員の各地元組合加盟の
指定水道工事店に
お気軽にご相談ください。

全国管工事業協同組合連合会 (略称・全統連 国土交通大臣認可団体) <http://www.zenkanren.or.jp/>

(表)

地域密着任せて安心

安心・安全な水道を守っています!

地元密着任せて安心

地元の痛みを分かち、災害復旧に貢献

私たちが水道をいつまでも安心・安全に

市民の皆さんからの水道工事のご依頼に安心して信頼に成える工事を行うのが地元密着工事組合加盟の「わたしの水道屋さん」の第一の使命です。

熟練された誠実な工事を行えば、給水管での漏水も少なくなくなります。水道局発注の水道本管工事についても、地元密着工事組合加盟各社は技術を磨き、確実な施工に努めています。

とくに、地震や風水害などの災害発生時にはいちいち早く現場に駆けつけ、水道局と共に応急復旧、給水活動に従事するのが地元密着に根差した水道屋さん、私たち指定工事店組合員なのです。

将来も安心・安全な水を使うため、なんでも任せて安心な～

指定工事店の
地元密着加盟の
指定水道工事店に
お気軽にご相談ください。

(裏)

1 水まわりの工事・リフォームは、信頼のおける地元密着工事組合加盟の指定水道工事店へ

「組合加盟の指定水道工事店」は、新築・リフォームの際の水道工事はもちろん、アフターサービスにも密着対応できる体制を整えています。

キッチン、洗面所、トイレ、お風呂などの水まわり関連工事の専門家です。

※指定水道工事店は、全国の自治体の各水道局が指定した給水装置工事業者をいり、国庫整備費である給水装置工事主任技術者の工事に従事しています。

2 あなたのお好きな給水器具が選べます。

給水器具は品質保証されているものをご利用ください。

機能・性能を、「地元密着工事組合加盟の水道工事店」で確かめてお選びください。

※ISO9000 QS登録メーカーの「自工保証」ISO・IEC/ガイダンスに基づき、標準期間による保証

3 漏水の時は地元密着工事組合加盟店にご相談ください。

漏水はムダだけでなく、水道料金にも大きく影響します。

時には蛇口を全部閉めて、水道メーターのバロッド(赤い点)が回っていないかを確認してみてください。回っていれば漏水の疑いがあります。その際は地元密着工事組合加盟の水道工事店にご相談ください。

4 災害時に組織力を発揮し迅速な復旧に貢献しています!

全管内に所属する密着工事組合及び約1万6千社の組合員企業は、水道事業体と連携して、震災の日々生活する上で最も重要なライフラインである水道を支えています。

地元密着工事組合加盟各社は地震などの災害時には真っ先に現場に駆けつけ、水道局とともに応急復旧や給水活動に従事する心構えや体制ができています。

地元密着であるゆえに活かして早期復旧に貢献しているのです。

協賛 LIXIL

協賛 TOTO

全国密着工事組合加盟会 (国土・建設大臣認可)

<http://www.zenkantren.or.jp/>

PG.4 1/1

V 事業に関する事項

V-1 部会・委員会の開催

V-1-1 事業委員会

第40回 令和3年11月19日 大手町サンスカイルーム・WEB

(1) 令和3年度事業について

- 1) 管工事賠償補償制度について 2) 法定外労働災害補償制度について
- (2) 管工事賠償補償制度に係る特約の追加について
- (3) 医療保険「入院パスポート」の広告掲載について

V-2 福利厚生事業

本会では、全国団体としてのスケールメリットを活かし、所属員企業の雇用の確保・安定と経営基盤の確立をはかるため、以下の共済制度を実施している。

V-2-1 福祉共済制度（団体定期保険）

本制度は、本会会員企業の役員及び全従業員（被共済者）の万が一の不測の事態が生じた場合に、同制度の共済規定に基づき共済給付金（死亡共済金、入院給付金等）を被共済者に支払う制度であり、昭和46年10月から実施している。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合員
加入者数・加入口数	2,298名・3,274口（令和4年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和3年4月1日から1年間（第50年次）
掛金	一口につき月額830円
組合手数料	一口につき月額50円
制度運営費	なし
制度普及推進費	なし
配当金	年度末に剰余金がある場合、共済料負担額に応じて配当
保険会社	東京都火災共済協同組合
代理店	㈱ウーベル保険事務所
共済金支払実績	8件 9,024,300円 令和3年度運営期間中 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

V-2-2 法定外労働災害補償制度（法定外労災＝政府労災上のせ制度）

本制度は、政府労災保険に加入している会員企業を対象に、万一の災害時に政府労災補償に上乘せして、会社が従業員または遺族に給付する補償金を保険金として支払う制度である。また、本制度は公共工事の入札に参加する際の資格審査である経営事項審査制度の評価対象項目とされ、加入により15ポイントが加算評価される。

(1) 制度概要

項 目	内 容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合企業
加入者数・加入口数	1,036社（令和4年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和3年8月1日から1年間（令和3年度）
年間掛金	年間完成工事高から算出（参考：2億円の場合年額約1.7万円）
組合手数料	保険金額の2.4%
集金事務費	保険金額の3%
制度運営費	掛金の約28%
制度普及推進費	なし
配当金	なし
保険会社	損害保険ジャパン(株)
代理店	(株)ウーベル保険事務所
保険金支払実績	3件 15,800,000円 令和2年度運営期間中 （令和2年8月～令和3年7月）

V-2-3 管工事賠償補償制度（第三者賠償工事保険）

本制度は、昭和62年11月1日より発足し、毎年11月1日を始期として更新・実施しており、業務遂行中に起きた第三者に対する賠償事故等を担保するためのものである。

また、平成24年11月始期分から掛金を下げ、補償内容をより充実させた大幅な改定を行い、改定後8年目となり、加入件数も大幅に増加している。

(1) 制度概要

項 目	内 容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合企業
加入者数・加入口数	1,550社（令和4年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和3年11月1日から1年間（令和3年度）
年間掛金	年間完成工事高から算出（参考：2億円の場合年額約32万円）
組合手数料	制度運営費×54%（令和元年度。料率は年度毎に決定）
集金事務費	保険料×5%
制度運営費	掛金の約30%
制度推進事務費	所属業者数×400円
配当金	なし
保険会社	損害保険ジャパン(株)
代理店	(株)ウーベル保険事務所
保険金支払実績	217件 158,272,000円 令和2年度運営期間中 （令和2年11月～令和3年10月）

(2) 管工事賠償補償制度の組合手数料について

本制度の制度運営費に対する会員への支払手数料率は、例年1月の理事会で決定している。前年度は会館建設前の安定的な財務状況の回復を図るため支部手数料率を54%としたが、今年度も引き続き同料率（54%）とした。また、本制度の推進に係る制度推進事務費については、加入者のさらなる増加のためには各支部に積極的な協力が必要であることから、これまでの会員企業1社あたり200円から400円に引き上げることとなった。

(3) 令和4年度における保険料と特約（JV補償）の導入について

令和2年度の損害率については、48.8%となった。損害率の算出根拠となる過去5年間の通算損害率は58.7%となり、基準である65%を下回った。これにより、令和4年11月からの保険料は、令和3年度同様、割増なしの保険料が適用されることとなった。

また、会員からJV工事に係る補償についての制度拡充の声を受け、令和4年11月始期よりJV補償（自社が起こした事故のみ）を導入することとなった。

V-2-4 全国中央会・業務災害補償制度

本制度は、就業中のケガに加え、過重労働やメンタルヘルスに起因する労働災害認定も増加しているなか、業務上の事故によるケガや事業者の使用者賠償責任を補償する制度である。本会は全国中小企業団体中央会の会員であるため、本会の会員企業は、本制度への加入が可能となっている。これまで法定外労働災害補償制度より充実した補償を求める会員事業者のみ本制度を案内していたが、保険金の高額な支払いに対する広く手厚い補償へのニーズの高まりを受け、加入件数も増加していることから、平成29年度より全管連組織を活用して、本制度の加入促進を図っている。

V-2-5 がん保険共済制度

本制度は、昭和63年2月に発足したもので、アフラック生命保険㈱の団体取扱制度である。同社のがん保険は、「生きるためのがん保険 Days 1」を販売しており、保障内容も充実したものとなっている。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合員
加入者数・加入件数	33名 43件（令和3年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険会社	アフラック生命保険㈱
代理店	㈱アイピージェイ

V-3 全管連手帳の作成

2022年版管工事手帳の作成については、4名の委員を中心に計3回の作成委員会を開催して設備工事技術資料を見直し、19,900部（前年19,900部）を作成して会員等に頒布した。

本手帳の特長である技術関係資料は、管材料、給水、ポンプ電動機、消火、給湯、排水、尿尿浄化

槽、冷暖房の各項目より構成され、現場で働く技術者・技能者のニーズに応える内容となっている。また、通常版のほか、自社名または組合名の名入れも可能である、さらに大部数の受注であれば通常版をカスタマイズした特製手帳の作製にも対応している。

V-4 貯水槽関係

V-4-1 貯水槽清掃作業監督者講習会

(公社)日本建築衛生管理教育センターが実施する厚生労働大臣登録貯水槽清掃作業監督者講習会(新規・再)を機関紙にて周知した。

V-4-2 貯水槽管理中央協議会

貯水槽問題の重要性に鑑み、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく貯水槽清掃作業の指定団体及び貯水槽清掃作業従事者研修を行う団体((公財)日本建築衛生管理教育センター、(公社)全国建築物飲料水管理協会、(公社)全国ビルメンテナンス協会、全管連)が相互に協力し、引き続き令和2年度版「新版貯水槽清掃作業従事者研修用テキスト」を配布した。

V-4-3 貯水槽清掃作業従事者研修

令和3年度貯水槽清掃作業従事者研修は以下の地元会員等により実施された。

- ① (一社)茨城県貯水槽維持管理協会(茨城県連経由)
- ② 千葉県水道管工事協同組合 ③ 東京都管工事工業協同組合
- ④ (一社)新潟県貯水槽管理協会(新潟県連経由)
- ⑤ 今治市管工事業協同組合 ⑥ 長崎県管工事業協同組合連合会

なお、厚生労働省生活衛生課より、令和2年5月27日に出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について」により、自宅学習の方法による実施も可能となっている。

V-5 図書発刊に関する事業

本会では、会員企業に有益な図書や発行物を発刊・斡旋頒布している。

(次 頁)

全管連・幹旋取扱図書一覧

※令和4年4月1日現在

No.	図書名	発行元 or 取扱先	定価	組合員 価格	組合 手数料	送料 /1冊	備考
1	給水装置主任技術者・ これならわかる問題と解説(6訂第2版)	全	3,850	3,850	550	535	
2	給水装置主任技術者・ 試験問題収録版(H28～R2)	全	3,300	3,300	550	535	
3	全国管工事業者名簿(2022年版)	全	8,800	8,800		実費	会員・賛助会員のみ頒布
4	全管連団体要覧(第32期)	全	2,200	2,200	1,100	実費	
5	全管連手帳(2022年版)	全	800				頒布価格・送料:注文部数による
6	全管連ジャーナル(毎月25日発行)	全	300	250		87	非会員向け年間購読料:4,600円
7	新 貯水槽清掃作業従事者研修用テキスト	貯	1,782	1,364	209	実費	令和2年8月31日第3版第1刷
8	機械設備工事積算実務マニュアル	全日	7,700	7,700	1,155	580	
9	給水装置工事技術指針2020	財団	6,600	6,600	1,000	—	送料:給工財団負担
10	管工事施工管理技術テキスト	地	8,800	8,800	1,056	—	送料:地域開発研究所負担
11	1級管工事・第一次検定問題解説集(2021年版)	地	4,400	4,400	528	—	"
12	1級管工事第二次検定問題解説集(2021年版)	地	3,740	3,740	449	—	"
13	1級管工事・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	2,200	2,200	264	—	"
14	2級管・第一次・第二次検定解説集(2021年版)	地	4,400	4,400	528	—	"
15	2級管工事・第二次検定 過去問題と解説	地	1,980	1,980	238	—	"
16	機械設備工事監理指針(令和元年版)	地	8,360	8,360	1,004	—	"
17	土木施工管理技術テキスト(土木一般編)	地	3,850	3,850	462	—	"
18	土木施工管理技術テキスト(施工管理・法規編)	地	3,850	3,850	462	—	"
19	1級土木・第一次検定問題解説集(2021年版)	地	4,180	4,180	502	—	"
20	1級土木第二次検定問題解説集(2021年版)	地	3,740	3,740	449	—	"
21	1級土木・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	1,760	1,760	212	—	"
22	2級土木・第一次・第二次検定問題解説集(2021年版)	地	3,960	3,960	476	—	"
23	土木ネットワークプランニング(改訂版)	地	1,729	1,729	208	—	"
24	2級土木・第二次検定 過去問題と解説	地	1,980	1,980	238	—	"
25	土木工事写真の撮り方(改訂版)	地	3,876	3,876	466	—	"
26	工事歩掛要覧 土木編 上	経	12,650	12,650	1,265	450	
27	工事歩掛要覧 土木編 下	経	11,550	11,550	1,155	450	
28	工事歩掛要覧 土木編上下セット	経	21,000	21,000	2,100	450	
29	土木工事積算必携	経	5,500	5,500	550	450	
30	工事歩掛要覧(建築・設備編)	経	8,470	8,470	847	450	
31	建設業・利益を上げる一歩上いく現場運営	経	3,850	3,850	385	450	
32	建設業・担い手育成のための技術継承	経	2,954	2,954	295	450	
33	建設業・現場代理人に必要な21のスキル	経	2,619	2,619	262	450	
34	建設技術者のための現場必携手帳	経	2,970	2,970	297	450	
35	設計業務等標準積算基準書	経	5,170	5,170	517	450	
36	推進工事に用機械器具等基礎価格表	経	9,350	9,350	935	450	
37	マンション給排水モデル事例集	経	1,210	1,210	121	450	
38	よくわかる建築配管1(共通編)	職	3,300	3,300	450	440	
39	よくわかる建築配管2(建築配管編)	職	3,740	3,740	510	440	
40	排水設備工事責任技術者・試験標準問題集	下	2,000	2,000	400	実費	組合手数料:全管連に在庫がある場合又は各種100冊以上購入の場合のみ発生
41	排水設備工事責任技術者・講習用テキスト	下	2,500	2,500	400	実費	

(発行元・取扱先 略解)

全:全管連 全日:(株)全日出版社 財団:(公財)給水工事技術振興財団 地:(一財)地域開発研究所
 経:(一財)経済調査会 職:(一財)職業訓練教材研究会 下:(公社)日本下水道協会 貯:貯水槽管理中央協議会

VI 技術に関する事項

VI-1 部会・委員会の開催

VI-1-1 技術委員会

第41回 令和4年3月11日 品川プリンスホテル・WEB

- (1) 令和3年度事業について
 - 1) 令和4年度特定技能試験について
 - 2) 水道施設整備費に係る歩掛改定要望について
 - 3) 給水装置工事技術および給水装置工事主任技術者免状等に係るデジタル化・効率化に関する基礎調査について
- (2) その他
 - 1) 技能検定（配管職種）における女性受検の配慮について
 - 2) 管工事施工管理技術検定試験の取得促進について
- (3) 令和4年度事業計画について

VI-2 水道施設整備費に係る歩掛の改定要望

令和5年度水道施設整備費に係る歩掛改定要望の提出に向けた検討会ワーキンググループ会議

令和4年3月15日 全管連会館

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表については、令和4年4月1日付け各道府県知事あての厚生労働省生活衛生・食品安全審議官通知で改定事項が示され、令和4年4月1日より適用されている。また、全管連から改定要望を行っていた3点については以下の通りである。水道本管布設作業に携わる配管工の労務単価の引上げについてと水道工事における小規模な舗装本復旧の歩掛設定の要望は見送りとなった。これらは会員からの要望が多い事項であり、全管連としても引き続き、実態データの分析を行い、再度要望することとしている。

令和4年度歩掛表改定要望結果

厚生労働省 歩 掛		要望の内容及び理由	審議結果
工種	頁		
第一編 請負工 事標準歩掛第1 章 積算基準 第2節 工事費 の積算 1-2-1-2 労務 費 (2) 労務賃金	4	<p><u>水道本管布設作業に携わる配管工の労務単価の引き上げについて</u></p> <p>(理由) 水道施設工事に係る配管工労務費として、「配水管技能者」資格を有する配管工が現場に携わる場合は、配水管工技能者には設計労務単価の1.05倍（配管工）を適用することを要望する。 その理由として、国土交通省が公表した公共事業労務費調査における登録基幹技能者の賃金水準（平成27、28、29年10月調査）では、設備工事に従事する</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が公表した「公共事業労務費調査における登録基幹技能者の賃金水準の比較（参考）」において最高資格である登録配管基幹技能者とそれ以外の配管工と比較すると、1.06～1.09倍の水準であったことを理由に要望されているが、賃金水準の開きが大きい他の職種（とび工や電工等）においても設計労務単価の見直しが行われていない。 ・「建設労働者確保育成助成金登録基幹技能者の処遇支援助成コース」において、平成30年以降の助成件数は0件であり、登録基幹技

		<p>うえで現場の最高資格とされる「登録配管基幹技能者」とそれ以外の配管工を比較すると、これを100%とした際、登録基幹技能者の平均調査額は106～109%の水準であった。</p> <p>また、全管連が会員へ行ったアンケート「配管技能者に係る年収給与の支払い状況調査」より、水道本管布設作業に携わる配管工の給与の方が高い傾向が見られる（今後集計等を行い、追加資料として提出予定）。以上を踏まえ、本件を引き続き要望します。</p>	<p>能者の単価を増額した客観的事象がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設計労務単価の1.05倍を適用する」うち、倍数の根拠の妥当性が不十分である。 ・上記の理由より、本要望事項については見送る。 ・一方で、厚労省が実施している諸経費動向調査や全管連が実施した調査においては乖離が見られるため、今後も動向を注視する。（なお、国交省が実施している労務単価の実態調査において、水道工事に携わる「配管工」の調査の根拠として複数の水道工事が含まれているとの回答を得ており、水道工事の実態も反映された単価となっている。）
<p>第一編 請負工事標準歩掛第2章 開削工歩掛第1節 標準掘削断面 2-1-3 掘削幅の算定 (3) 最小掘削幅</p>	38	<p>最小掘削幅の拡大(60cm)について</p> <p>(理由) 水道管布設に係る厚生労働省の積算基準では、布設のための掘削幅は口径(150mm)では55cmと定められている。</p> <p>しかし、現場では作業員の体格による施工の困難や、足が挟まり転倒するなどのヒヤリハット事例もある。</p> <p>また、実際に工事をするために受注者が独自に自己負担で掘削幅を広げざるを得ない現状があります。</p> <p>そのため、掘削の最小掘削幅を60cmと改正することを要望する。</p> <p>なお、本件の継続検討に当たって当会としても現地視察を行うなどの協力をを行う。</p>	<p>【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の労働環境面への配慮(働き方改革等)により、安全に施工できる掘削幅が求められている。 ・掘削幅を60cmとすることにより、作業員の9割以上が、肩と掘削壁の間に10cm以上の余裕幅を確保できるようになる。 ・掘削幅が狭いことにより、身体が掘削壁に接触し、掘削壁が崩れることによる品質管理、工程管理、安全性に対しての問題が解消するため、最小掘削幅を55cmから60cmに改定する。
<p>第一編 請負工事標準歩掛第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-2-2 共通仮設費 (3) 2) 共通仮設費率の補正 1-2-2-3 現場管理費 (3) 2) 施工地域を考慮した現場管理費の比</p>	8、 25	<p>水道工事における小規模な本復旧の歩掛設定</p> <p>(理由) 水道工事の舗装本復旧の日進量について、事業者が国交省の歩掛を適用していると聞いている。</p> <p>この歩掛は、施工事業者が大きく障害のない新設工事を前提とした単価であり、小規模ながら市街地がかつ交通規制による制約を受ける水道工事の本復旧に適用されるには外注費用との乖離があり、掛かる費用として</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道工事における舗装本復旧工は、通常の場合管路の布設を行い埋戻し完了後、交通解放する箇所は即日仮復旧を行い、その後管路布設工事がある程度完成した後に、まとめて舗装本復旧工事を実施しており、他工種工事に伴う舗装工と日進量が異なるとは断定できない。 ・要望元に関取り調査を行った結果、対象となる工事の施工規模や施工条件等について不明瞭な点が多くあり、判断できる内容には乏しいため今回は見送る。

率	<p>の機械経費（回送費）や労務費の歩掛の割増が必要である。</p> <p>については、水道工事における本復旧において、各水道事業体が工期算定で使用している1日当たりの舗装復旧工の出来高を踏まえた歩掛りを作成頂くか、又は事業体それぞれの割増を可とする厚生労働省から各都道府県あてに通知をお願いしたい。</p>	
---	--	--

VI-3 CPDS制度における本会の取組状況

令和3年4月1日から、公共工事における経営事項審査において、CPD制度の単位が新たに評価項目として加わった。

建設業振興基金では、建築・設備施工管理CPD制度が運用されており、全管連もこの運営に協力し、技術者の生涯にわたる継続教育の普及推進を図っている。

CPD制度とは、プロバイダー（講習会実施者）が実施する講習会・研修会（プログラム）に対して、CPD団体がプログラムを認定しプログラムの単位を確定する。このプログラムに技術者が参加し、プロバイダーが参加者の名簿をCPD団体に提出することで技術者に単位が付与され、CPD団体に蓄積されていく、といった技術者が自己研鑽した時間を『見える化』する制度である。

本会所属団体等では、現在、札幌市管工事業協同組合、石川県管工事協同組合、長崎県管工事業協同組合連合会、（公財）給水工事技術振興財団がプロバイザー登録を行っていて、例えば、同給水財団が実施している給水装置工事主任技術者研修や給水装置工事配管技能検定会は、プログラム認定されている。

経営事項審査の評価項目にCPD制度の単位が活用されることになり、今後さらにCPD制度が注目され、重要性が増していくものと考えている。基金CPD HP：<https://www.fcip-cpd.jp>

VI-4 外国人受入れに伴う特定技能に関する全管連の対応について

（1）技能実習生からの転換

全管連では、技能実習生から特定技能制度への転換を図る会員企業に対し、外国人の適切かつ円滑な受入れを実現できるよう、令和2年6月、制度の概要・ポイントを分かりやすくとりまとめた「配管職種に係る特定技能受入計画策定マニュアル ー作成のポイントと様式記載事例集ー」を策定し、会員サービスを行っている。1号特定技能外国人を受入れる本会会員企業に全管連加入証明書を発行しているが、令和4年3月時点で延べ27都道府県139社に発行している。

（2）特定技能1号評価試験の実施

（一社）建設技能人材機構（JAC）と本会は、配管職種で初の特定技能1号評価試験を実施した。当初はベトナムでの開催を予定していたが、コロナ禍の影響で試験実施は不可能と判断し、国内試験にシフトを転換し以下の通り実施した。国内試験における受験対象者は、配管職種以外で技能実習生として入国し配管への転職を希望する者や留学生等。受験者の募集・受付はJACが行い、当日の実技試験等の運営を本会が協力する形で行われた。

期日：令和3年11月25日（木）

場所：東京都立多摩職業能力開発センター

受験者：80名（合格者数33名、合格率41%）

また、実技試験は合格したが、学科試験は不合格の受験者19名の内、16名が再受験し8名合格。最終結果として受験者数80名、合格者41名、合格率51%となった。

本会は受験者用に「特定技能1号評価試験テキスト（配管）」を作成、実技試験については受験者の事前練習の参考となるように、実施例動画を作成し、本会HP上に掲載した。なお、試験は「特別技能評価試験委員会」の次の7名を中心に実施された（松本正美 本会理事・技術部長、金子達之輔 三多摩管工事協同組合、渡邊弘幸 東京都管工事工業協同組合、阿部弘之 本会技術参与、茨木 繁 本会技術参与、増山隆文 アジアビジネスサポート事業協同組合、酒井 誠（株）小泉）、敬称略。

VI-5 給水装置工事配管技能検定会

（公財）給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の令和3年度実施結果は下表のとおりである。本検定会の実施は、（公社）日本水道協会及び本会の後援のもと、実施都道府県支部においても協力を行っている。

本検定会の実施課程は、①全国標準、②ポリエチレン管、③地域オプション（ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼鋼管コース、甲型分水栓取付工法-IIコース）となっている。

また、本検定会合格者全員に「給水装置工事配管技能者証（カード）」を発行している。

前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できない支部もあった。

令和3年度 給水装置工事配管技能検定会実施結果

（次 頁）

令和3年度給水装置工事配管技能検定会実施結果

開催地		令和3年度受検申込者数				
		開催日	全国標準受検	免除	オプション受検	計
1	北海道	3.04.21~22	78	12	0	90
2	青森県	3.11.06	32	10	0	42
3	岩手県	3.11.12	50	9	0	59
4	宮城県	(開催なし)	0	0	0	0
5	秋田県	4.02.17	10	10	6	26
6	山形県	3.10.14	30	3	0	33
7	福島県	(開催なし)	0	0	0	0
8	茨城県	(開催なし)	0	0	0	0
9	栃木県	(開催なし)	0	0	0	0
10	群馬県	(開催なし)	0	0	0	0
11	埼玉県	3.09.11	54	0	0	54
12	千葉県	2.09.16	63	8	13	84
13	東京都	(開催なし)	0	0	0	0
14	神奈川県	4.03.05	106	1	0	107
15	新潟県	3.10.16	34	3	0	37
16	富山県	3.10.14	19	0	0	19
17	石川県	(開催なし)	0	0	0	0
18	福井県	4.02.17	17	15	0	32
19	山梨県	3.09.25	55	4	0	59
20	長野県	(開催なし)	0	0	0	0
21	岐阜県	(開催なし)	0	0	0	0
22	静岡県	3.11.18	24	10	0	34
23	愛知県	(開催なし)	0	0	0	0
24	三重県	(開催なし)	0	0	0	0
25	滋賀県	3.11.06	32	2	0	34
26	京都府	3.09.25	30	15	0	45
27	大阪府	3.08.25~26	115	4	0	119
28	兵庫県	4.03.05	50	2	0	52
29	奈良県	4.03.13	28	0	0	28
30	和歌山県	(開催なし)	0	0	0	0
31	鳥取県	(開催なし)	0	0	0	0
32	島根県	(開催なし)	0	0	0	0
33	岡山県	(開催なし)	0	0	0	0
34	広島県	3.11.06~07	36	8	0	44
35	山口県	3.10.02	14	0	0	14
36	徳島県	(開催なし)	0	0	0	0
37	香川県	3.11.27	45	5	0	50
38	愛媛県	3.09.24	24	1	0	25
39	高知県	(開催なし)	0	0	0	0
40	福岡県	3.10.05	58	6	0	64
41	佐賀県	3.11.06	54	6	0	60
42	長崎県	(開催なし)	0	0	0	0
43	熊本県	(開催なし)	0	0	0	0
44	大分県	(開催なし)	0	0	0	0
45	宮崎県	(開催なし)	0	0	0	0
46	鹿児島県	(開催なし)	0	0	0	0
47	沖縄県	(開催なし)	0	0	0	0
合計			1,058	134	19	1,211

VI-6 給水装置工事主任技術者試験等への対応

(1) 参考図書の作成・頒布

給水装置工事技術指針2020（給水工事技術振興財団、二刷発行）を参考文献とする試験問題集「これならわかる問題と解説（6訂第2版）」並びに平成28年度から令和2年度の5年間の試験問題を収録した「試験問題収録版」を作成・頒布した。また、本会技術参与が薦める勉強方法を音声にてホームページにアップした。

(2) 試験準備講習会

水道法に基づく給水装置工事主任技術者の資格取得の支援のため、受験参考図書の頒布に加え、平成26年度から所属団体が主催する給水装置工事主任技術者資格認定試験の準備講習会（2日間）に本会技術参与及び東京水道㈱社員の協力を得て、講師を8会場（宮城県石巻市、山形市、さいたま市、新潟市、長野県上田市、石川県金沢市、鳥取県（WEB））に幹旋し、合計155名が受講した。

VI-7 給水装置工事主任技術者試験

（公財）給水工事技術振興財団が実施する本試験について、令和3年度は下記のとおり行われた。また、新型コロナウイルス感染症対策を行った。なお、本会においては会員各位への周知、幹旋図書の販売協力を行った。

(1) 指定試験機関 （公財）給水工事技術振興財団

(2) 受付期間 令和3年5月24日（月）～7月2日（金）

(3) 試験期日 令和3年10月24日（日） (4) 合格者発表 令和3年11月30日（火）

(5) 試験地 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（東京都千代田区、東京都新宿区）、中部（名古屋市）、関西（吹田市）、中国四国（広島市）、九州（福岡市、久留米市、宗像市）、沖縄（那覇市）

(6) 試験科目の一部免除

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理に係る1級又は2級の技術検定に合格した者（管工事施工管理技士1級又は2級）は、試験科目のうち「給水装置の概要」及び「給水装置施工管理法」の免除を受けることができる。

(7) 受験資格 給水装置工事に関して3年以上の実務経験を有する者。

(8) 令和3年度試験結果 受験者11,829名 合格者4,209名 合格率35.6%（前年比7.9%減）

VI-8 給水装置工事主任技術者 現地研修会

給水装置工事主任技術者研修は、給水装置工事業者の5年更新制度に伴い、更新時に必要となる給水装置主任技術者の最新の技術や制度の習得を行うものであり、研修修了者は技術者証により証明される。

（公財）給水工事技術振興財団が実施する現地研修会について、本会は後援し都道府県連組合と連携して開催している。

(1) 開催回数・受講者

令和3年度は、全国において13県で26回開催し、894名が受講した。

(2) 講習の概要及び講習考査試験

講習は、水道法、給水装置工事主任技術者の職務と役割、給水装置の構造及び材質、給水装置の事故事例と対策、給水装置工事における留意事項、給水装置の維持管理、給水装置及

び給水工事法に関する最新の技術情報の7項目を受講する。半日間受講し、講義後には学習成果試験が行われた。

(3) 講習テキスト

講習テキストは、「給水装置工事主任技術者研修テキスト」を用いた。

VI-9 給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討委員会への参画

山形大学と給水工事技術振興財団、日本ポリエチレンパイプシステム協会は、「埋設給水用ポリエチレン管の経時変化と健全性評価に関する調査報告書」(給工財団、令和3年3月)を受けて、調査対象の事業者を増やし、破損状態の詳細観察を実施するため、給水用ポリエチレン管の経年劣化調査に関する共同研究を行った。給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討委員会を発足させ、「給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討報告書」を令和4年3月にとりまとめた。本会から神奈川県連の渡邊理事が参画した

VI-10 技能五輪全国大会並びに技能グランプリ

VI-10-1 第59回技能五輪全国大会

- (1) 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。

なお、今大会は昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により無観客開催となり、競技の様子がライブ配信された。

- (2) 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会、東京都
(3) 後援 国土交通省、経済産業省、文部科学省他
(4) 協力 全国管工事業協同組合連合会他
(5) 競技会場 東京ビッグサイト(東京都江東区)
(6) 日程 選手下見・開会式* 令和3年12月17日(金)東京ビッグサイト
競技・公開水圧審査 18日(土) "
成績発表・閉会式* 20日(月)インターネット配信*

- (7) 参加選手 42職種 1,028名(配管職種は44名)

- (8) 本会関係者で参画した委員等(順不同・敬称略)

競技主査	金子 達之輔(全管連)	競技委員	渡邊 弘 幸(全管連)
競技補佐員	神谷 晴 江(東京都連)	競技補佐員	本田 泰 章(神奈川県水)
"	田母神 友 梨(同)	"	鴨志田 慎 吾(同)
"	笛木 聡 志(埼玉県連)	"	森田 健 二(横浜)
"	増田 喬 歳(同)	"	鈴木 嘉 幸(同)
"	大川 裕一郎(川崎)	"	川村 尚 志(愛知県連)
"	川又 健太郎(同)	"	小暮 貴 士(同)
運営委員	仲村 信 慶(全管連)	"	依田 仁 朗(全管連)

※開催地・東京都連他の会員団体役職員の方々に競技運営他多大な協力をいただいた。

(9) 入賞者(敬称略) *は会員企業

金賞	栃木県	石井 悠貴	(株) 関電工北関東・北信越営業本部 栃木支店
銀賞	東京都	嶺井 政明	西原工事(株)
〃	栃木県	益子 亮太	(株) 関電工 北関東・北信越営業本部 栃木支店
〃	島根県	山田 純暉	島根電工(株)
銅賞	新潟県	西山 将矢	* (株) 千代田設備
〃	茨城都	小瀧 悠大	(株) 関電工 東関東営業本部 茨城支店
〃	岩手県	亀谷 英也	岩手県立産業技術短期大学校水沢校
敢闘賞	愛知県	大川 喜紀	* 武田機工(株) 滝工場 現業部
〃	島根県	三宅 亮	* シンセイ技研(株)
〃	愛知県	牧原 大斗	* 武田機工(株) 滝工場 現業部
〃	島根県	塩野 有人	島根電工(株)
〃	熊本県	松岡 亮佑	熊本県立小川工業高等学校
〃	宮城県	佐藤 尚吾	* (株) アトマックス
〃	山口県	中能 七海	(株) 桐田商会

※金賞の石井 悠貴選手には厚生労働大臣賞が授与された。

(10) 参加選手所属員企業への助成

配管職種参加者の技能の向上・継承、また、技能大会を活性化するため、指導者派遣や本会会員企業の選手1名につき5万円の助成を行った(14組合、22名)。

(11) 競技課題 別掲(50頁)

VI-10-3 技能五輪全国大会・技能グランプリにおける講師派遣

若年入職者の減少、熟練技能者の高齢化・退職に伴い、担い手となる若年技能者の人材確保・育成が急務となっており、「モノづくり大国日本」を背負う人材を育成する事を目的として、技術技能向上に取り組んでいる。その一環として技能大会出場者への指導を行う講師派遣を行った。令和3年度は、技能五輪全国大会に係る指導者派遣を以下の組合主催で行った。

(1) 石川県管工事協同組合

実施日：令和3年10月8日(金)、9日(土) 場所：ポリテクセンター石川

講師：階上文男氏(株) 階上設備工業・青森県連)

(2) 広島市指定上下水道工事業協同組合

実施日：令和3年10月23日(土)、24日(日) 場所：広島市指定上下水道工事業協同組合

講師：阿部弘之氏(本会技術参与)

(3) 高松市上下水道工事業協同組合

実施日：令和3年10月30日(土)、31日(日) 場所：浦川設備興業(株)

講師：阿部弘之氏(本会技術参与)

VI-11 登録配管基幹技能者制度

VI-11-1 概要

配管工事の基幹的な技能者育成のため、(一社)日本空調衛生工事業協会、全管連、(一社)日本配管工事業団体連合会の3団体によって、平成15年度に「配管基幹技能者認定制度」を創設した。

その後、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、基幹技能者制度は国土交通大臣の登録講習制度として位置付けられ、経営事項審査において加点評価の対象となった。

これを受け、3団体では、登録講習実施機関として国土交通大臣の登録を受け、平成20年度より「登録配管基幹技能者講習」を実施し、新たな制度として「登録配管基幹技能者」を育成している。

VI-11-2 令和3年度登録配管基幹技能者講習の実施概要

令和3年度登録配管基幹技能者講習を、前期1会場、後期2会場の計3会場で開催し、受講者総数142名が受講、考査試験の結果137名が合格し、新たに登録配管基幹技能者と認定され「登録配管基幹技能者講習修了証」を交付した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、受講人数の制限や、座席の間隔を取るなどの対策を行った。

(1) 開催期日・会場等

期	回	都道府県	開催期日	開催会場	受講者数 (特例/再試験者含む)
前期	1	大阪	令和3年12月9日～11日	エル・おおさか	43
後期	2	東京	令和4年2月3日～5日	全国建設研修センター	54
〃	3	愛知	令和4年2月21日～23日	ウインクあいち	45
				合計	142

(2) 講習の概要及び講習考査試験

講習は、「令和3年度登録配管基幹技能者講習カリキュラム」により、3日間に亘って実施した。講習考査試験は、四肢択一と記述式を基本とし、テキストの持込禁止、試験日毎に問題を変更して実施した。

(3) 受講資格(下記に示す2つの条件を全て満たしていることが必要である)

- 1) 建設業法(昭和24年法律第100号)で定める管工事における配管施工の実務経験が10年以上でそのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- 2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく1級配管技能士(建築配管)の資格を有すること。

VI-11-3 登録配管基幹技能者講習修了証の更新について

登録配管基幹技能者講習修了証の更新は、登録配管基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うものとし、下記の基準に適合する者に対して新たな講習修了証を交付することとなっている。

- 1) 登録配管基幹技能者として従事していること。
- 2) 現に1級配管技能士の資格を有していること。
- 3) 能力確認試験で3問以上正答していること(4枝択一の問題5問)。

講習修了証の有効期限は、交付から5年。有効期限が過ぎ、講習修了証が無効になった場合、有効な講習修了証を得るためには、再度3日間の登録講習を受け、講習考査試験に合格する必要がある。令和3年度は更新対象者495名に対し実施し、令和3年3月現在で434名が申請中である。

また、登録配管基幹技能者講習修了証の更新料は8,000円としている。

VI-11-4 登録配管基幹技能者の資格者数の状況と本講習の開催地区の取扱いについて

令和3年度の講習会を終え、令和3年3月末現在で登録配管基幹技能者の資格者数は、47都道府県で全国総数4,039名となった。この登録基幹技能者制度は、配管基幹技能者の他、電気工事基幹技能者等35職種あり、令和3年3月末現在で登録基幹技能者資格者は、76,486名となっている。

また近年では、国・都道府県の公共工事の総合評価方式における評価・活用、元請企業の優良技能者認定等における活用が促進され、登録基幹技能者の確保・育成が広く期待されてきている。このような状況を踏まえ、本会では登録配管基幹技能者の増加に向けて、全国各地区での本講習会開催の申込みを募っている。本講習の開催に当たっては、毎年度、東京と大阪の開催を必須とし、地方開催については本講習委員会において実施計画を決定し開催しており、令和4年度は東京、大阪、北海道、新潟の4会場で開催を予定している。

VI-12 管工事・土木施工管理技術検定

VI-12-1 概要

1級施工管理技士は、特定建設業および一般建設業の許可基準である「営業所の専任の技術者」および、建設工事の現場に配置される「監理技術者」または「主任技術者」になれる。また、2級施工管理技士は、一般建設業の「営業所の専任の技術者」および「主任技術者」、さらに所定の指導監督的実務経験があれば、指定建設業以外の特定建設業の「営業所の専任の技術者」、「監理技術者」にもなれる。

国土交通省では施工管理技術検定試験の受検者数減少、受検者・合格者の平均年齢も上昇傾向にあるため、若年層の受検機会の拡大や受検要件の緩和を進めている。平成29年度より2級土木施工管理技術検定の学科試験を年2回の実施に変更し、受験機会を拡大した。また、2級学科試験免除の有効期間の変更（管工事・土木共通）があり、2級学科のみ試験を合格した者は学科試験に係る合格発表日の属する年度の初日から起算して12年以内は学科試験が全部免除されることとなった。また、平成30年度より2級管工事施工管理技術検定の学科試験も年1回から年2回の実施に変更され、受験機会が拡大されている。なお、技術検定制度の改正（令和3年4月1日施行）が行われ、これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者を「技士」として称号を付与していたが、今回の建設業法の改正により、第一次検定と第二次検定に再編成を行い、第一次検定の合格者を「技士補」（今回の改正により新設）、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に「技士」の称号を付与することとなった。

本会では施工管理技術検定試験の資格取得指導として、関係団体が行う受験準備講習会ならびに図書斡旋、受験日程等について周知した。

VI-12-2 令和3年度試験結果

(1) 管工事施工管理技術検定

	一次（令和2年度までは学科）			二次（令和2年度までは実地）		
	受検者数	合格者数	合格率	受検者数	合格者数	合格率
1級	15,827	3,792	24.0%	4,540	3,330	73.3%
2級	9,070	4,406	48.6%	13,099	6,054	46.2%

(2) 土木施工管理技術検定

	一次（令和2年度までは学科）			二次（令和2年度までは実地）		
	受検者数	合格者数	合格率	受検者数	合格者数	合格率
1級	37,726	22,851	60.6%	26,558	9,732	36.6%
2級	33,169	23,926	72.1%	32,847	11,713	35.7%

VI-13 技能検定

VI-13-1 概要

技能検定は、国が働く人々の技能を一定の基準によって検定し、技能の高さを証明する国家検定制度である。技能検定の合格者には、厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事名（2級、3級）の合格証書が交付され、技能士と称することができる。受検資格は、原則として、検定職種に関する実務経験が必要で、その年数は学歴や職業訓練歴等により異なる。また、一定の要件により実技試験又は学科試験が免除される場合がある。受検申請受付は、各都道府県職業能力開発協会となっており、受検手数料は検定職種ごとに各都道府県において定められている。

本会は中央職業能力開発協会が開催する中央技能検定委員会へ検定委員を2名派遣し、技能検定試験（建築配管職種）の課題作成等への協力を行っている。

また、令和3年度の試験より、本会がかねてから要望していた女性受検者への配慮として、受験者（男女共に）はパイプカッタ（銅管・鋼管・塩ビ管用）や手動パイプねじ切り器（カセット式）の使用が認められるようになった。

VI-13-2 令和3年度技能検定（配管職種）結果

・建築配管作業	1級	受検者1,482名	合格者609名	合格率41.9%
	2級	1,182名	476名	40.2%
	3級	574名	360名	62.7%
・プラント配管作業	1級	59名	25名	42.3%
	2級	68名	27名	39.7%

VI-13-3 改訂版 若年者のための建築配管施工基本実技シート

令和3年度も会員への配布や、広報誌での周知に努めた。

VI-14 （公社）日本水道協会の令和3年度配水管工技能講習会

VI-14-1 概要

配水管の布設工事の設計・施工は、水道システムを築く上で極めて重要であり、かつ確実性が要求される。また、施設の更新時期を迎えつつある現在、新しい管路技術にも対応できる水道技術者の養成は従来にも増して重要となっている。（公社）日本水道協会では配水管工事業業者及び水道事業体の水道技術者を対象として、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的とした「配水管工技能講習会」を14会場で実施した。本会は会員各位に講習日程等の周知の協力を行った。

VI-14-2 受講者及び登録者数（全地方支部）

- ・耐震継手配水管技能登録者 令和3年度 562名、平成13～令和3年度 52,061名
- ・大口径技能登録者 令和3年度 140名、平成13～令和3年度 14,422名

VI-15 設備技術教育に対する協力

VI-15-1 全国設備工業教育研究会（略称：全設研）

(1) 令和3年度新潟大会協賛

全設研は全国の公立工業高校のうち設備工業科等を有する23校からなる研究会で、令和3年7月28日に新潟市において開催される予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

(2) 技能検定の練習管材料提供

平成25年度から会員校の在校生で都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定「配管（建築配管作業）」を受検する生徒に対し、本会では練習用管材料を無償で提供することで資格取得を応援している。今年度は次の提供を行った。

2級受検・9校65人（前年度9校76人） 3級受検・14校241人（同12校253人）

(3) 建設業界ガイドブックの贈呈

全設研会員各校に建設業界ガイドブック（発行・建設産業人材確保・育成推進協議会）5部を贈呈した。

VI-15-2 （職）全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センターでは、管工事関係などのコースで令和3年度教育訓練生を募集した。この訓練生の募集を機関紙等に掲載し周知した。

VI-15-3 （一財）地域開発研究所

（一財）地域開発研究所の管工事・土木施工管理技術研究会は、施工管理技士を目指す方のために受験準備講習会の開催、図書の頒布を行っており、本会では会員組合に図書の斡旋や機関紙にて周知した。

VI-16 浄化槽

VI-16-1 浄化槽の日

10月1日の「浄化槽の日」は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」（昭和58年5月19日交付法律第43号）が、昭和60年10月1日に施行されたことを記念して、昭和62年に当時の厚生省、建設省、環境庁の三省庁の主唱により設けられた。「浄化槽の日」を中心に、「浄化槽の日」実行委員会主催の全国浄化槽大会等の中央行事の他、全国各地で浄化槽関連行事が行われている。

なお、今年度の中央行事である第34回全国浄化槽大会は、令和3年10月1日にホテルグランドヒル市ヶ谷で開催される予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となった。

VI-16-2 浄化槽中央連絡協議会

浄化槽の設計、製造、施工、保守点検、清掃または消毒剤供給の業を営む者等が、相互の理解と緊密な協力関係を樹立することにより浄化槽の機能を保持し、浄化槽による水洗化の普及を促進し、

環境衛生の向上および保全をはかるとともに、関連業界の健全なる発展に寄与することを目的に、昭和50年8月8日に設立された。現在の会員団体は次の8団体である。

浄化施設排水消毒管理協会、(一社)浄化槽システム協会、全国環境整備事業協同組合連合会、
全国管工事業協同組合連合会、(一社)全国浄化施設保守点検連合会、
(一社)全国浄化槽団体連合会、(一社)日本環境保全協会、(一社)日本空調衛生工事業協会
令和3年7月7日には理事会・定期総会を開催したが、令和3年度は全国環境整備事業協同組合連合会が事務局を務め、合併浄化槽整備事業の普及促進に向けての啓発活動及び、そのための教材、パンフレットを環境NGO・NPO団体に配布した。

Ⅶ 災害時等の対応に関する事項

Ⅶ-1 災害対策担当理事会議

総務委員会との合同会議を2月7日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により延期となった。

Ⅶ-2 地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル（令和3年4月改訂）の周知・活用事例

（公社）日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の改訂にあわせて、本会でも「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を令和3年4月に改訂し、都道府県連を通じて理事・監事に1部ずつ、会員組合に2部ずつ（連合会にあっては単組にも）配布した。

また、機関誌（5・11月号）並びに業界紙（水道産業新聞8月30日号）を通じて、改訂概要の周知、活用を呼び掛けるとともに、マニュアルを使った地元組合の災害対策計画の見直しについて事例を紹介した。

Ⅶ-3 自然災害等による主な水道被害

近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等として、国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度、令和2年12月閣議決定）」を策定している。上水道管路の耐震化として、基幹管路の耐震適合率の目標を令和7年度54%（令和2年度現在40.7%）に、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水リスクを軽減しようとしている。

（1）水管橋の崩落

10月3日、和歌山市の紀の川を横断する水管橋の一部が崩落し、約6万戸で減断水が発生した。近接する県道橋への仮設配管で一週間という短期間で通水を再開した。施工は地元管工事組合が協力し、24時間体制・61時間連続で、組員4社が仮設配管工事を担当した。

（2）老朽化の送水管で漏水

2月21日、千葉県旭市で老朽化が原因とみられる、水道用水を供給する送水管が漏水し、1万5千戸で断水が発生した。翌日の復旧までに応急給水車延べ13台で応急給水が行われた。

（3）福島県沖を震源とする地震

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震では、送配水管の破損等により、岩手県、宮城県、福島県の3県21水道事業者において最大約7万戸の断水が発生し、地元会員企業が緊急修繕等に対応した。

VIII 決算関係書類に関する事項

VIII-1 貸借対照表

貸借対照表

令和4年4月30日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金・預金	268,682,702	未払費用	57,970,042
未収金	44,824,878	前受金	3,817,991
商品	264,110	短期借入金	10,200,000
前払費用	467,500	預り金	60,307,770
立替金	69,166	法人税等引当金	9,925,800
貸倒引当金	△ 50,000	未払消費税	2,454,400
流動資産計	314,258,356	賞与引当金	2,000,000
		流動負債計	146,676,003
【固定資産】			
〔有形固定資産〕		【固定負債】	
建物	240,828,250	長期借入金	59,200,000
建物附属設備	27,949,879	預り保証金	4,029,840
構築物	1,007,602	退職給与引当金	33,291,494
什器備品	3,251,910	固定負債計	96,521,334
土地	46,100,000	負債合計	243,197,337
有形固定資産計	319,137,641		
〔無形固定資産〕		純資産の部	
ソフトウェア	1,033,334	【組合員資本】	
無形固定資産計	1,033,334	出資金	157,418,000
〔外部出資その他の資産〕		基金	375,000
投資有価証券	82,611,778	出資金計	157,793,000
関係団体出資金	3,000	〔利益剰余金〕	
外部出資その他の資産計	82,614,778	利益準備金	71,900,000
固定資産計	402,785,753	〔その他利益剰余金〕	
		(1)教育情報費用繰越金	4,400,000
		(2)組合積立金	
		特別積立金	103,851,095
		会館改修積立金	12,000,000
		災害救援基金	35,613,082
		周年記念積立金	9,541,770
		技能競技積立金	12,650,000
		組合積立金計	173,655,947
		(3)当期末処分剰余金	
		当期純利益金額	35,958,110
		前期繰越剰余金	30,140,766
		当期末処分剰余金計	66,098,876
		その他利益剰余金計	244,154,823
		利益剰余金計	316,054,823
		組合員資本計	473,847,823
		純資産合計	473,847,823
資産合計	717,044,109	負債及び純資産合計	717,045,160

財 産 目 録

令和4年4月30日現在

摘 要		金 額
資 産 の 部		円
流 動 資 産		
現金・預金		268,682,702
	現 金	105,718
	普通預金 みずほ・大塚	12,357,766
	定期預金 特別積立金引当 みずほ・大塚	113,800,000
	” 退職給与引当 みずほ・大塚	33,291,494
	” 災害救援基金引当 みずほ・大塚	35,613,082
	” 会館改修引当 三井住友・池袋	12,000,426
	” 周年記念引当 三菱UFJ・大塚	9,549,525
	振替貯金 ゆうちょ銀行	186,104
	普通預金 技能競技引当 みずほ・大塚	12,650,000
	” 福祉共済保険口座 三菱UFJ・池袋	8,974,262
	” 法定外労災 ” りそな・大塚	1,963,768
	” 工事賠償 ” みずほ・池袋	24,902,717
	” 特定技能 ” みずほ・大塚	3,287,840
未 収 金		44,808,566
	管工事賠償保険掛金他	41,101,530
	機関誌ジャーナル・ニュース広告掲載料	1,796,300
	ホームページバナー広告掲載料他	1,910,736
商 品		264,110
	主任技術者試験問題集等の月末在庫	264,110
前 払 費 用		467,500
	弁護士顧問料他	467,500
立 替 金		69,166
	テナント電気料金	69,166
貸 倒 引 当 金		△ 50,000
	令和3年度引当	△ 50,000
	流 動 資 産 計	314,242,044

財 産 目 録

令和4年4月30日現在

	摘 要	金 額	
資 産 の 部		円	円
固定資産			
[有形固定資産]			
建物	平成31(2019)年2月12日竣工 鉄骨造 地上4階建 制震構造 建築面積 163.37㎡ (49.41坪) 延べ面積 622.40㎡ (188.27坪)	240,828,250	240,828,250
建物附属設備	新会館の電気設備、給排水衛生設備、 空調換気設備、昇降機設備他	27,949,879	27,949,879
構 築 物	新会館の外構	1,007,602	1,007,602
什 器 備 品	パソコン、ファイルサーバ他	3,251,910	3,251,910
土 地	昭和52(1977)年11月17日購入 宅地 195.07㎡ (59.1坪) 所在地：東京都豊島区北大塚3-30-10	46,100,000	46,100,000
	(有形固定資産計)		319,137,641
[無形固定資産]			
ソフトウェア	会員管理システム	1,033,334	1,033,334
	(無形固定資産計)		1,033,334
[外部出資その他の資産]			
投資有価証券	第324回利付国庫債券 (償還：令和4年6月20日) T&Dホールディングス(株) 株式 1,600株 共栄火災海上保険(株) 株式 2株	79,891,778 2,160,000 560,000	82,611,778
関係団体出資金	東京都中小企業団体中央会	3,000	3,000
	(外部出資その他の資産計)		82,614,778
	固定資産計		402,785,753
	資 産 合 計		717,027,797

財 産 目 録

令和4年4月30日現在

	摘 要	円	金 額
負債の部			
円			
流動負債			
未払費用	管工事賠償他保険手数料他 機関誌ジャーナル・ニュース印刷費他 配管技能検定会業務手数料他 社会保険料他	47,577,410 2,682,965 1,258,965 6,408,743	57,928,083
前受金	令和4年度賦課金 会館貸室料他	2,536,800 1,281,191	3,817,991
短期借入金	新会館建設に係る借入金のうち、 返済期間1年以内のもの	10,200,000	10,200,000
預り金	管工事賠償保険預り金 福祉共済保険預り金 法定外労働災害保険預り金 特定技能預り金他	49,064,740 5,478,913 1,180,416 4,597,781	60,321,850
法人税等引当金	当期中に属する法人税等引当金	9,925,800	9,925,800
未払消費税	当期中に属する未払消費税	2,454,400	2,454,400
賞与引当金	上期賞与当期対応	2,000,000	2,000,000
	流動負債計		146,648,124
固定負債			
長期借入金	新会館建設に係る借入金のうち、 返済期間1年を超えるもの	59,200,000	59,200,000
預り保証金	貸室保証金	4,029,840	4,029,840
退職給与引当金	当期末残高	33,291,494	33,291,494
	固定負債計		96,521,334
	負債合計		243,169,458
正味資産の部			
			473,847,823

VIII-3 損益計算書

損益計算書

自 令和 3年 5月 1日

至 令和 4年 4月30日

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
	円	円	円
1. 事業収益の部			
(1) 出版物頒布代	32,180,000	33,756,174	1,576,174
(2) 受入広告料	17,270,000	18,745,231	1,475,231
(3) 受入講習会手数料	34,830,000	24,651,592	△ 10,178,408
(4) 受入共済手数料	166,390,000	179,016,205	12,626,205
内訳①福祉共済	6,240,000	6,262,192	22,192
②法定外労災	10,350,000	10,489,208	139,208
③管工事賠償	147,600,000	159,708,531	12,108,531
④中央会業務災害他	2,200,000	2,556,274	356,274
(5) 事業経費補助金等収入	8,810,000	10,388,477	1,578,477
(6) 教育情報費用繰越金取崩	4,000,000	4,000,000	0
事業収益合計	263,480,000	270,557,679	7,077,679
2. 賦課金等収入の部			
(1) 賦 課 金	47,500,000	48,598,800	1,098,800
(2) 賛 助 会 費	5,500,000	5,637,000	137,000
賦課金等収入合計	53,000,000	54,235,800	1,235,800
3. 事業費用の部			
(1) 当期仕入図書	4,810,000	5,679,426	869,426
(2) 教育情報事業費	22,320,000	17,229,224	△ 5,090,776
(3) 出版物作成費	13,020,000	10,184,457	△ 2,835,543
(4) 技術指導費	41,900,000	33,344,607	△ 8,555,393
(5) 情報収集費	700,000	400,000	△ 300,000
(6) 指導連絡費	3,850,000	540,456	△ 3,309,544
(7) 支払共済手数料	73,940,000	83,290,593	9,350,593
内訳①法定外労災	700,000	643,365	△ 56,635
②管工事賠償	73,240,000	82,647,228	9,407,228
(8) 事業拡充費	15,060,000	8,358,818	△ 6,701,182
(9) 建設業振興基金助成事業費	3,040,000	3,731,160	691,160
(10) 災害対策費	700,000	0	△ 700,000
(11) 事業人件費	30,630,000	31,757,913	1,127,913

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
(12) 法定福利・厚生費	7,060,000	6,735,077	△ 324,923
(13) 通信・電話費	1,700,000	1,414,936	△ 285,064
(14) 事務用品費	2,350,000	2,042,408	△ 307,592
(15) 交通費	2,220,000	1,584,207	△ 635,793
(16) 水道光熱費	660,000	707,694	47,694
事業費用合計	223,960,000	207,000,976	△ 16,959,024
事業総利益金額	92,520,000	117,792,503	25,272,503
4. 一般管理費の部			
(1) 総会費	6,230,000	4,484,149	△ 1,745,851
(2) 会議費	25,100,000	12,586,638	△ 12,513,362
(3) 功勞者顕彰費	1,350,000	918,500	△ 431,500
(4) 青年部活動費	3,000,000	3,000,000	0
(5) 賛助会員関係費	500,000	0	△ 500,000
(6) 役員報酬	20,610,000	20,604,000	△ 6,000
(7) 人件費	13,140,000	13,624,818	484,818
(8) 法定福利・厚生費	3,030,000	2,884,825	△ 145,175
(9) 中退共掛金	1,260,000	1,260,000	0
(10) 通信・電話費	740,000	630,767	△ 109,233
(11) 印刷費	350,000	161,900	△ 188,100
(12) 事務用品費	1,020,000	876,296	△ 143,704
(13) 図書費	160,000	80,943	△ 79,057
(14) 交通費	960,000	678,974	△ 281,026
(15) 慶弔費	700,000	192,500	△ 507,500
(16) 交際費	500,000	55,050	△ 444,950
(17) 研修費	50,000	18,182	△ 31,818
(18) 広告宣伝費	700,000	425,000	△ 275,000
(19) 関係団体負担金	3,140,000	2,535,000	△ 605,000
(20) 器具備品費	500,000	75,000	△ 425,000
(21) 水道光熱費	290,000	303,298	13,298
(22) 租税公課	120,000	515,640	395,640
(23) 顧問料	1,200,000	1,200,000	0
(24) 支払手数料	860,000	730,603	△ 129,397
(25) 雑費	250,000	227,361	△ 22,639
(26) 減価償却費	2,400,000	3,410,771	1,010,771
一般管理費合計	88,160,000	71,480,215	△ 16,679,785
事業利益金額	4,360,000	46,312,288	41,952,288

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
5. 事業外収益の部			
(1) 受 入 利 息	650,000	643,094	△ 6,906
(2) 雑 収 入	1,500,000	1,054,926	△ 445,074
(3) 貸倒引当金戻入	50,000	50,000	0
(4) 賞与引当金戻入	4,800,000	4,800,000	0
(5) 会館貸室料	8,300,000	10,565,280	2,265,280
(6) 会館管理料	680,000	880,440	200,440
事業外収益合計	15,980,000	17,993,740	2,013,740
6. 事業外費用の部			
(1) 貸倒引当金繰入	50,000	50,000	0
(2) 賞与引当金繰入	4,800,000	4,800,000	0
(3) 退職給与引当金繰入	1,200,000	1,200,000	0
(4) 支 払 利 息	300,000	222,294	△ 77,706
(5) 会館租税公課	1,600,000	1,588,800	△ 11,200
(6) 会館維持費	2,930,000	3,119,784	189,784
(7) 会館改修費	500,000	140,000	△ 360,000
(8) 会館雑費	100,000	56,040	△ 43,960
(9) 会館減価償却費	7,860,000	7,784,034	△ 75,966
事業外費用合計	19,340,000	18,960,952	△ 379,048
経常利益金額	1,000,000	45,345,076	44,345,076
7. 特別利益の部	0	0	0
特別利益合計	0	0	0
8. 特別損失の部			
(1) 予 備 費	1,000,000	0	△ 1,000,000
特別損失合計	1,000,000	0	△ 1,000,000
税引前当期純利益金額	0	45,345,076	45,345,076
税 等	0	△ 9,611,600	△ 9,611,600
当期純利益金額	0	35,733,476	35,733,476

VIII-4 剰余金処分案

剰余金処分案

自. 令和3年 5月 1日
至. 令和4年 4月30日

(単位:円)

I. 当期未処分剰余金

当期純利益金額	35,968,626	
前期繰越剰余金	<u>30,140,766</u>	<u>66,109,392</u>

II. 剰余金処分額

利益準備金	4,000,000	
教育情報費用繰越金	4,000,000	
組合積立金		
特別積立金	4,000,000	
会館改修積立金	2,500,000	
災害救援基金	10,000,000	
出資配当金	<u>10,098,752</u>	<u>34,598,752</u>

III. 次期繰越剰余金

31,510,640

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、連合会から受領した令和3年度決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び事業報告書を監査した。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、連合会の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、連合会の状況を正しく示している。

3. 追記情報

決算関係書類について記載事項はない。

令和4年5月20日

全国管工事業協同組合連合会

代表監事 木 村 平



監 事 関 根 州 一



” 内 山 邦 俊



” 渡 邊 宇之助



” 安 井 健



” 福 田 悦 雄



**第 2 号議案 令和 4 年度事業計画、収支予算並びに
経費の賦課及び徴収方法決定の件**

I 令和 4 年度事業計画（案）

自 令和 4 年 5 月 1 日

至 令和 5 年 4 月 3 0 日

〔基本方針〕

・全管連の組織見直しの対応

本会では、創立 60 周年を迎えたことを契機に、全管連の体制等の見直し及び強化を掲げ組織見直しの検討を行い理事会で承認された。今年度は、6 月 15 日開催の臨時総会において定款・規約の改正等を行い、令和 5 年 7 月 3 日の通常総会から施行する。令和 5 年の第 33 期からの新体制への移行に向けて円滑に行えるように準備する。

・建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及と活用促進

（一社）建設業振興基金と連携し、技能者・事業者の登録状況は、令和 4 年 3 月現在、技能者では建設業全体の約 25% に当たる約 86 万人、事業者（建設業許可業者数）においては約 35% の 16 万事業者が登録している。

一方、本会会員企業は未登録企業が圧倒的に多いことを踏まえ、国交省に対し、地方公共団体にモデル工事等の導入に水道事業体へ CCUS 制度の理解、経営事項審査の加点等でメリットを明確化し、本会会員企業の登録増につながる方策を講じるよう申し入れている。こうした中、令和 4 年度は、本制度の活用をさらに促進するため、「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」について、国交省の指導の下、配管職種の企業評価基準を策定し、運用開始を目指す。

・新型コロナウイルス感染症への対応

令和 2 年 1 月、日本国内で初の新型コロナウイルスが報告され、その影響で創立 60 周年式典の中止、通常総会の縮小開催、ブロック会議、部会・委員会等諸会議の中止などの影響があった。その後、本会では WEB 環境の整備を行い ZOOM による理事会等の会議開催など対応を進めてきた。引き続き、感染拡大防止の対応を図り、令和 4 年度の通常総会・全国大会（北信越ブロック長野県）は、フルスペックで開催できるように検討する。その後のブロック会議、部会・委員会等についても開催できるように準備する。

〔重点事項〕

1. 全管連の組織見直しの対応について

令和 3 年度において総務・経理合同部会、正副会長・部長会議で具体的な検討を行い、理事会においても議論を行い、見直し案が承認された。それに従い、令和 4 年 6 月 15 日開催の臨時総会において定款・規約の改正等を行い、令和 5 年 7 月 3 日の通常総会から施行する。同時に中小企業等協同組合法施行規則等の改正（令和 3 年 5 月 14 日施行）に伴い、中小企業組合について「バーチャルオンリー型組合総会及び理事会」が開催可能となった。これを受けて全国中小企業団体中央会では、定款参考例の改正（令和 3 年 7 月 30 日）を行った。本会でも令和 4 年 6 月 15 日開催

の臨時総会において、定款・規約の他、電磁的記録等に関する規約を設定し、施行する。令和5年の第33期からの新体制への移行に向けて円滑に行えるように準備する。

2. 経理に係る法令改正等への対応及び周知について

令和5年10月1日から、消費税に係るインボイス制度が導入されることとなっている。また、令和4年1月より施行された改正電子帳簿保存法は、実質的な適用が2年後に先送りとなっている。本会では、これら経理に係る法令改正等に随時対応するとともに、説明会の開催や機関誌紙へ情報を適宜掲載することで会員への広報・周知を図る。

3. 建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した技能者処遇改善の推進について

全管連では、令和2年3月、配管技能者のレベル判定基準（4レベル）を配管3団体共同で作成し、「技能者の能力評価制度」を運用している。令和4年度は、さらなる普及・促進に向けた取組の一環として、国交省や関係団体と連携、調整を図り、「専門工事企業の施工能力等の見える化評価基準」の策定を進める。人を大切にし、施工能力などの高い企業が適正に評価され、選ばれる環境を整備し、受注機会や入職者確保に繋げる仕組みづくりである。なお、この評価基準では、地震等緊急時対応ができる地域に根差した企業が高く評価される基準づくりに主眼を置くこととしている。

4. 水道配水管工事に係る受注拡大について

本会の会員企業が今後、水道配水管布設工事に今まで以上に従事し、かつ、適正利潤を確保できるよう、補助金・歩掛り改正要望、工事契約において管工事組合の優位性を高める方法、管路DB方式の普及等について更に検討を行うとともに、令和4年4月に厚生労働省水道課に要望した事項について必要な対応を進める。

5. 共済制度の加入促進について

全国団体としてのスケールメリットや優位性を最大限活用し、会員企業の安定した経営と健全な発展に資するため、福利厚生面の充実として「管工事賠償補償制度」、「法定外労働災害補償制度」及び「福祉共済制度」の充実及び加入促進を図り、加入率を増加させる。特に、管工事賠償制度への加入増による損害率の増加に対応するため、引き続き損害率の安定化に向けた対策を図る。また法定外労災よりも充実した補償を求める会員企業のニーズの高まりを受け、全国中央会の「業務災害補償制度」の加入促進も図る。

6. 業界PR及び入職促進のための資料等の作成

業界PR及び技術者・技能者の入職促進のため、管工事の内容自体を紹介する広報資料として工業高校生、中学生等を対象とした職業紹介の漫画作成を検討するとともに、求人活動の支援に繋がるよう、求人票のデジタルファイリングシステムを行っている企業との連携について検討する。

また、水道週間等で配布しているチラシ・ポスターにより、修繕時のトラブル防止や悪徳商法に関する情報の提供を行う。

7. 給水申請書類の様式等の統一とデジタル化

令和3年度に引き続き、給水申請事務の簡素化、合理化のため、各水道事業体でまちまちとなっている申請書類の統一とデジタル化について(公財)給水工事技術振興財団等と検討を進める。令和4年度は、工事申請書の様式標準化に向けて、ケーススタディとして、日水協栃木県支部と栃木県管工事業協同組合連合会の協力により令和4年2月に実施した申請書類等に関する調査結果について、その様式の項目や記載事項を集約して標準化案を作成する。

8. 建設分野における特定技能制度による外国人材の受入れについて

外国人材の受入れへの対応として、全管連では、これまで技能実習生から特定技能制度への転換を図る会員企業に対し、そのサポート、指導・助言を会員サービスの一環として行っているが、令和4年度も継続して行う。また、コロナ禍の状況を見極めながら、1号特定技能国内試験の実施を検討する。なお、建設分野の特定技能については、現在、業務区分再編の動きもあり、(一社)建設技能人材機構(JAC)と連携して対応を進める。

9. 配管技能者の資格の明確化・活用について

地震時では、配水小管(支管)から給水管を取り出す箇所での漏水が多く発生する傾向があり、令和元年の水道法改正における更新制の導入でも、「更新時に確認することが望ましい事項」として、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況のチェック項目が明記されている。更新制度が形式的なものにならずに実効性を高め、安全安心な水を供給するためにも、配管技能者資格の明確化と活用が実現するよう関係者との対応を進める。

〔実施事業〕注〔1.総務 2.経理 3.経営 4.広報 5.事業 6.技術 7.災害 ○で囲んである項目は共通。〕

〔総務〕

1-①. 組織の充実強化に関する事項

- (1) 協同組合連合会への組織化の推進
- (2) 未加入組合に対する連合会への加入促進
- (3) 法人格(協同組合)の取得指導
- (4) 運営機構の将来的検討
- (5) 組織等の見直し及び定款等の一部改正
- (6) 全管連版BCPの検討
- (7) 青年部協議会の指導育成

1-2. 業界功労者の表彰に関する事項

- (1) 叙勲、叙位候補者の推せん
- (2) 国家褒章候補者の推せん
- (3) 国土交通大臣表彰候補者の推せん
- (4) 優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者の推せん
- (5) 厚生労働大臣表彰候補者の推せん
- (6) 安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推せん
- (7) 国土交通省土地・建設産業局長感謝状候補者の推せん
- (8) 浄化槽の日国土交通省土地・建設産業局長表彰候補者の推せん
- (9) 日本建築衛生管理教育センター会長表彰候補者の推せん

(10) 関係機関に対する表彰候補者の推せん

(11) 本会表彰規程による功労者の表彰

1-3. 賛助会員に関する事項

(1) 賛助会員に対する資料等の配布

(2) 賛助会員に対する業界情報の提供

(3) 賛助会員との交流

(4) 関連団体・企業に対する加入促進

(5) 第2賛助会員に対する会員証明書の発行

1-4. 国際交流に関する事項

(1) 関係諸機関・同業団体との交流

(2) 海外事情の調査研究

1-5. 陳情、請願に関する事項

(1) 改正品確法及び運用指針の周知・指導、積算基準の見直し及び工事発注の平準化促進に関する陳情

(2) 指定給水装置工事事業者の更新制度の適正運用に関する陳情

(3) 働き方改革の推進に関する要望

(4) 公共事業費予算（上下水道・住宅対策等）の確保に関する陳情

(5) 業界関連資格の取得と活用に関する陳情

(6) 税制改正（中小企業関係）に関する陳情

(7) 教育機関における「設備工業科」の設置要望

(8) 工期・工程の適正化に関する陳情

(9) 技能競技大会に関する陳情

(10) その他業界意見の陳情、請願

1-6. 行政官庁、関係機関への協力・関係法規の周知に関する事項

(1) 改正関係法規に関する周知

(2) 改正品確法・運用指針、改正建設業法、改正入契法のいわゆる担い手3法に関する周知

(3) 指定給水装置工事事業者の更新制度の周知

(4) 国の中小企業施策の周知

(5) その他諸制度に関する周知

1-7. 関係協議会への参加と運営協力に関する事項

(1) (一社)住宅リフォーム推進協議会

(2) 貯水槽管理中央協議会

(3) (一社)建設産業専門団体連合会

(4) その他関係協議会

1-8. 講習会等の実施に関する事項

(1) 事務局研修会の実施

(2) 各種講習会、説明会、講演会の実施

1-9. 全管連会館に関する事項

(1) 全管連会館の管理運営

(2) 災害対応の拠点となる施設の活用

〔経理〕

2－①. 財務に関する事項

- (1) 財務基盤の整備検討
- (2) 出資金の整備検討
- (3) 中長期的な財政計画の策定
- (4) 利益率向上のためのコストの縮減

2－2. 助成制度に関する事項

- (1) 重点事項等を円滑に推進するための助成制度の検討

2－3. 法令の改正等に関する事項

- (1) 法令の改正等に係る情報収集
- (2) 説明会の開催、機関誌紙への掲載などによる会員への広報・周知

〔経営〕

3－1. 経営事項審査制度に関する事項

- (1) 制度の普及・指導
- (2) 労働福祉の充実指導
- (3) 建設業経理士・建設業経理事務士の資格取得指導
- (4) 防災活動に貢献する者に対する経審評価の周知

3－2. 建設産業構造改善推進に関する事項

- (1) 全国労働衛生週間への協力
- (2) 建設産業活性化事業助成金の活用
- (3) 多様な建設生産・管理システムの形成
- (4) 経営力・施工力の強化
- (5) 元請・下請関係の適正化
- (6) 人材の確保・育成

3－3. 建設産業における建設生産システム合理化指針の普及促進に関する事項

- (1) 総合工事業者と専門工事業者の役割と責任の明確化
- (2) 適正な契約の締結
- (3) 適正な施工体制の確立
- (4) 建設労働者の雇用条件等の改善

3－④. 労務に関する事項

- (1) 若年労働力の確保と資質の向上指導
- (2) 公共事業労務費調査の周知
- (3) 賃金台帳の調製、保存の指導
- (4) 建設産業における労働時間短縮の普及促進
- (5) 女性・高齢者の職場環境の整備促進
- (6) 外国人技能実習制度の調査、研究
- (7) 特定技能外国人受入れに伴うJACへの支援・協力

3－⑤. 調査、統計に関する事項

- (1) 会員に対する事業活動等の実態調査
- (2) 所属員に対する経営および技術、技能に関する事項等の実態調査
- (3) 関係法規ならびに諸制度に関する調査、指導

- (4) 新工法、新技術の調査、研究、指導
- 3-6. 諸融資・債務保証制度の周知に関する事項
 - (1) 国等による諸制度の周知
 - (2) (一財)建設業振興基金の諸事業の周知
 - (3) 下請セーフティネット債務保証の周知
 - (4) 事業資金に対する融資制度の周知
 - (5) その他中小企業関係諸制度の周知
- 3-7. 管工事業の合理化に関する事項
 - (1) 経営の効率化促進指導
 - (2) 事業承継対策の調査、研究
 - (3) 職場環境の改善と活性化促進指導
 - (4) 社会保険加入の促進
 - (5) 官公需適格組合の取得状況等の調査（CCUS、特定技能、準会員制度、機関誌）
- 3-⑧. 水道事業における官民連携による受託の推進に関する事項
 - (1) 官民連携の調査及び調査結果の周知
- 3-9. 建設キャリアアップシステム等に関する事項
 - (1) 技能者の能力評価制度の周知・活用
 - (2) 企業施工能力等の見える化評価制度への対応
 - (3) 建設業の一人親方問題への対応

〔広報〕

- 4-1. 情報の提供に関する事項
 - (1) 機関紙「全管連ニュース」の発行
 - (2) 機関誌「全管連ジャーナル」の発行
 - (3) 全管連ホームページの活用
 - (4) 諸媒体による情報の提供
- 4-2. 水道週間・パイプ月間に関する事項
 - (1) 「水道週間」行事への参画と業界PRの推進
 - (2) パイプ月間における行事の円滑なる推進
- 4-3. 全管連の使命と事業のPR活動に関する事項
 - (1) 本会の事業に関する広報宣伝
 - (2) 管工事業のイメージアップに関するPR対策
 - (3) 関係団体への協力並びに広報活動の推進
 - (4) 「水の写真コンテスト」への後援
 - (5) 業界PR動画及び入職PRポスターの活用
 - (6) 職業紹介パンフレットの活用
 - (7) 若年者入職促進のための漫画の作成
 - (8) 組合ホームページ及び機関誌紙拡充の推進
 - (9) 会員組合機関誌紙の実態調査
- 4-4. 悪徳商法に対する対応
 - (1) 悪徳商法に関する情報提供
 - (2) 修繕時のトラブル防止

〔事業〕

5-1. 福利厚生に関する事項

- (1) 全管連・福祉共済制度の充実及び普及促進
- (2) 全管連・法定外労働災害補償制度の充実及び普及促進
- (3) 全管連・管工事賠償補償制度の充実、普及促進及び事故防止対策
- (4) 全国中央会・業務災害補償制度の普及促進
- (5) がん保険制度に関する対応
- (6) 従来 of 厚生年金基金制度に代わる福利厚生制度の研究
- (7) 福利厚生諸制度の開発・促進

5-2. 図書等の発刊に関する事項

- (1) 技術・経営図書の発刊とあっせん頒布
- (2) 全管連手帳・全管連団体要覧の発行頒布

5-3. 貯水槽関係に関する事項

- (1) 貯水槽清掃作業従事者研修の指導者の育成
- (2) 貯水槽清掃作業従事者研修用テキストの頒布
- (3) 貯水槽清掃作業監督者の資格取得案内
- (4) 貯水槽清掃作業監督者の再講習受講の案内

〔技術〕

6-①. 技術、技能に関する事項

- (1) 国家資格の取得指導と有効的活用
- (2) 管工事施工管理技術検定及び技能検定（建築配管職種）に対する協力
- (3) 施工管理技士及び技能士の確保のための取組み
- (4) 各種技術者講習会の受講指導
- (5) 新入社員、従業員の技術技能教育の協力
- (6) 仕様書等の改定への協力
- (7) 継続学習制度（CPDS）の推進
- (8) 技能向上のための指導者派遣
- (9) 改訂版・若年者のための建築配管施工基本実技シートとDVD（受講者編・指導者編）の活用

6-②. 水道法改正に関する事項

- (1) 「更新時に確認することが望ましい事項」への対応
- (2) 水道事業の広域化・官民連携動向の把握

6-③. 給水装置工事主任技術者に関する事項

- (1) 給水装置工事主任技術者試験への協力
- (2) (公財)給水工事技術振興財団への協力
- (3) 給水装置工事主任技術者現地研修への協力、運用状況の調査・フォローアップ
- (4) 国家試験受験準備講習会の開催

6-④. 給水装置工事配管技能者に関する事項

- (1) 水道法施行規則第36条第2号に規定する分岐穿孔技能を有する配管技能者の明確化
- (2) 分岐穿孔技能を有する配管技能者の水道事業体の供給規程等における明確化と活用
- (3) (公財)給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会への協力
- (4) 給水装置工事配管技能者認定協議会への協力

6-5. 配管基幹技能者に関する事項

- (1) 登録配管基幹技能者講習委員会への参画及び運営協力
- (2) 登録配管基幹技能者講習の開催
- (3) 既存資格者を対象とした修了証の更新手続の実施
- (4) 登録基幹技能者制度推進協議会との連携

6-6. 技能競技大会に関する事項

- (1) 技能グランプリおよび技能五輪全国大会に対する協力
- (2) 技能五輪国際大会に対する協力
- (3) 技能尊重気運の醸成と技能関係競技大会への積極的参加

6-7. 建設分野特定技能評価試験への対応

- (1) 技能実習生から特定技能外国人への転換指導
- (2) 1号特定技能国内試験「配管」の実施・検討
- (3) 建設分野における業務区分再編の動向の把握
- (4) 全管連による受入れ外国人の教育訓練実施の検討

6-8. 配水管等水道施設整備に係る業界意見・要望に関する事項

- (1) 水道施設整備費に係る歩掛改定ワーキンググループによる改定要望の検討
- (2) 水道施設整備費に係る歩掛改定について会員からの要望項目の意見集約と要望提案

6-9. 浄化槽の普及促進に関する事項

- (1) 浄化槽の日実行委員会への参画
- (2) 合併処理浄化槽の普及促進

6-10. 教育機関への協力に関する事項

- (1) 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会に対する協力
- (2) 全国設備工業教育研究会に対する支援協力
- (3) 各種教育機関並びに職業訓練校に対する協力
- (4) 設備工業教育の使命と重要性に関するPR

【災害】

7-①. 災害時等の対応に関する事項

- (1) (公社)日本水道協会等関係機関との連携・協力
- (2) 改訂「地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会）」の周知
- (3) 改訂「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」の周知
- (4) 会員団体への防災協定締結等の支援

II 令和4年度 収支予算案

自. 令和 4年 5月 1日

至. 令和 5年 4月30日

(収入の部)

科 目	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	摘 要
1. 事業収益の部	円 269,512,016	円 253,350,000	
(1) 出版物頒布代	33,183,424	32,240,000	機関誌、技術図書及び全管連手帳等の頒布代 ①全管連ジャーナル 9,000千円 ②技術図書 12,440千円 ③全管連手帳 10,800千円
(2) 受入広告料	18,287,594	14,830,000	機関誌及び水道週間チラシ等への広告掲載料 ①全管連ジャーナル 4,860千円 ②全管連ニュース 5,030千円 ③水道週間チラシ 1,590千円
(3) 受入講習会手数料	24,240,428	27,050,000	給水装置工事配管技能検定会、主任技術者現地研修他手数料 ①主任技術者現地研修 4,000千円 ②給水装置工事配管技能検定会 20,500千円 ③特定技能評価試験 1,700千円
(4) 受入共済手数料	179,412,093	167,320,000	①福祉共済 6,120千円 ②法定外労災 10,100千円 ③管工事賠償 148,800千円 ④中央会業務災害補償制度他 2,300千円
(5) 事業経費補助金等収入	10,388,477	7,910,000	技能競技大会等に係る主催団体からの助成金等 ①技能五輪全国大会 4,800千円 ②特定技能評価試験 1,300千円 ③建設産業活性化助成事業助成金 1,810千円
(6) 教育情報費用 繰越金取崩	4,000,000	4,000,000	過年度繰越分
2. 賦課金等収入の部	54,236,800	53,140,000	
(1) 賦 課 金	48,598,800	47,640,000	令和4年度賦課金
(2) 賛 助 会 費	5,638,000	5,500,000	” 賛助会費
3. 事業外収益の部	17,989,447	15,530,000	
(1) 受 入 利 息	641,833	320,000	預金・国債利息
(2) 雑 収 入	1,054,704	500,000	事業外の雑収入
(3) 貸倒引当金戻入	50,000	50,000	令和3年度繰入分
(4) 賞与引当金戻入	4,800,000	4,800,000	令和4年度戻入分

令和4年度 収支予算案

自. 令和 4年 5月 1日
至. 令和 5年 4月30日

(収入の部)

科 目	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	摘 要
(5) 会 館 貸 室 料	円 10,563,840	円 8,300,000	1階及び4階。空室リスクを鑑み年間見込額の8割で計上
(6) 会 館 管 理 料	879,070	680,000	”
(7) 会 館 雑 収 入	0	880,000	テナント契約更新料 (1階及び4階)
4. 特 別 利 益 の 部	0	0	
合 計	341,738,263	322,020,000	

令和4年度 収支予算案

自. 令和 4年 5月 1日

至. 令和 5年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	摘 要
1. 事業費用の部	203,476,692	213,460,000	
(1) 当期仕入図書	4,554,169	4,960,000	幹旋図書の当期仕入額 ①管工事研究会 2,600千円 ②給水装置工事技術指針 1,440千円
(2) 教育情報事業費	17,317,987	21,930,000	機関誌作成費及び事務局研修費開催費等 ①全管連ジャーナル 11,820千円 ②全管連ニュース 5,020千円 ③事務局研修会 1,700千円
(3) 出版物作成費	9,986,814	9,980,000	技術図書及び全管連手帳等の作成費 ①主任技術者試験問題集等 2,300千円 ②若年者への業界PR出版物作成費 1,000千円 ③全管連手帳 6,580千円
(4) 技術指導費	30,570,256	34,720,000	給水装置工事配管技能検定会及び主任技術者 現地研修の支部手数料等 ①技能五輪全国大会 6,800千円 ②給水装置工事配管技能検定会 19,500千円 ③主任技術者現地研修 3,600千円 ④特定技能評価試験 1,300千円
(5) 情報収集費	400,000	700,000	建設産業における専門工事業としての 協力費他
(6) 指導連絡費	540,456	4,550,000	ブロック会議及び会員団体行事への参加費
(7) 支払共済手数料	83,510,577	69,570,000	①法定外労災 650千円 ②管工事賠償 67,970千円
(8) 事業拡充費	8,271,602	14,000,000	共済保険、講習、幹旋他、事業全般拡充費 建設キャリアアップシステムの制度推進費 ①保険制度事務代行手数料 4,200千円 ②建設キャリアアップシステム 2,000千円 ③給水装置工事技術に関するデジタル化・効率 化事業 2,000千円
(9) 建設業振興基金 助成事業費	3,731,160	3,020,000	建設産業活性化助成事業実施費用
(10) 災害対策費	0	700,000	災害対策活動費
(11) 事業人件費	31,675,754	34,250,000	職員給料
(12) 法定福利・厚生費	6,985,208	7,650,000	社会保険料事業主負担分、福利厚生費
(13) 通信・電話費	1,475,902	1,790,000	会員通知他文書発送費、電話・FAX使用料
(14) 事務用品費	2,209,358	2,540,000	複合機使用料、事務用品

令和4年度 収支予算案

自. 令和 4年 5月 1日

至. 令和 5年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	摘 要
(15) 交 通 費	円 1,550,271	円 2,360,000	役職員通勤、業務、外部会議等出席交通費
(16) 水 道 光 熱 費	697,178	740,000	電気、水道料金
2. 一般管理費の部	70,932,327	88,120,000	
(1) 総 会 費	4,484,067	6,200,000	第62回通常総会(長野県軽井沢町) ①総会開催本部関係交通宿泊費他 3,300千円 ②総会資料等作成費 1,100千円 ③開催地補助金 900千円
(2) 会 議 費	13,005,366	23,050,000	理事会、監事会、部会、委員会他会議費 例年どおり開催されることを前提に計上 ①理事会、新年賀詞交歓会 9,450千円 ②正副会長、部長会議等 5,500千円 ③各部会、委員会等 7,500千円
(3) 功 労 者 顕 彰 費	920,000	1,350,000	表彰状・顕彰状作成代、記念品代
(4) 青 年 部 活 動 費	3,000,000	3,000,000	青年部の指導育成活動費
(5) 賛 助 会 員 関 係 費	0	500,000	賛助会員関係費
(6) 役 員 報 酬	20,610,000	20,610,000	常勤理事報酬
(7) 人 件 費	13,583,036	14,680,000	職員給料
(8) 法 定 福 利 ・ 厚 生 費	2,992,740	3,280,000	社会保険料事業主負担分、福利厚生費
(9) 中 退 共 掛 金	1,260,000	1,260,000	中小企業退職金共済・特定退職金共済の掛金
(10) 通 信 ・ 電 話 費	633,255	770,000	会員通知他文書発送費、電話・FAX使用料
(11) 印 刷 費	138,500	350,000	会議資料、事務用封筒他印刷費
(12) 事 務 用 品 費	947,845	1,100,000	複合機使用料、事務用品
(13) 図 書 費	77,577	160,000	参考図書購入費他
(14) 交 通 費	665,428	1,020,000	役職員通勤、業務、外部会議等出席交通費
(15) 慶 弔 費	192,500	700,000	会員関係慶弔金
(16) 交 際 費	55,050	500,000	関係先への慶弔金・中元・歳暮他
(17) 研 修 費	18,182	50,000	研修会等出席会費
(18) 広 告 宣 伝 費	405,000	700,000	業界紙暑中・年賀広告掲載料

令和4年度 収支予算案

自. 令和 4年 5月 1日
至. 令和 5年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額	摘 要
	円	円	
(19) 関係団体負担金	2,535,000	3,140,000	関係団体会費
(20) 器具備品費	75,000	500,000	器具什器、修理費
(21) 水道光熱費	299,506	320,000	電気、水道料金
(22) 租 税 公 課	525,452	120,000	償却資産課税、収入印紙他
(23) 顧 問 料	1,200,000	1,200,000	弁護士・税理士顧問料
(24) 支 払 手 数 料	732,118	860,000	送金手数料他
(25) 雑 費	215,733	300,000	来客用お茶代他
(26) 減 価 償 却 費	2,360,972	2,400,000	什器備品、ソフトウェアの減価償却費
3. 事業外費用の部	19,038,536	19,440,000	
(1) 貸倒引当金繰入	50,000	50,000	令和4年度引当分
(2) 賞与引当金繰入	4,800,000	4,800,000	"
(3) 退職給与引当金繰入	1,200,000	1,200,000	"
(4) 支 払 利 息	225,182	240,000	借入金の支払利息
(5) 会館租税公課	1,588,800	1,600,000	土地、建物固定資産税
(6) 会館維持費	3,168,150	3,330,000	エレベータ・電気設備他保守点検料、 会館機械警備料他
(7) 会館改修費	140,000	500,000	会館補修他
(8) 会館雑費	57,980	100,000	蛍光灯他消耗品他
(9) 会館減価償却費	7,808,424	7,620,000	建物、建物附属設備、構築物の減価償却費
4. 特別損失の部	0	1,000,000	
(1) 予 備 費	0	1,000,000	
5. 税 等		0	
合 計	293,447,555	322,020,000	

Ⅲ 令和4年度経費の賦課及び徴収方法（案）

令和4年度の賦課徴収金は前年度と同様の算定方法により徴収するものとする。
賦課金の算定方法は下記のとおりです。

賦課金の算定基準

・1ヵ月の金額

賦課金の月額、団体割と人数割を加えた金額とし、団体割は別表1、人数割は別表2により算定した金額とする。

（別表1）

所 属 組 合 員 数	単 位 (月)
20人以下	3
21 ~ 40	5
41 ~ 60	7.5
61 ~ 100	12
101 ~ 150	17
151 ~ 200	21
201 ~ 300	24
301 ~ 500	27
501 ~ 750	29
751 ~ 1,000	31
1,001 ~ 1,500	33
1,501 ~ 2,000	35
2,001 ~ 2,500	38

(注) 1単位1,000円とする。

（別表2）

組合にあっては組合員数に、連合会にあっては所属員数に200円を乗じた額とする。

(注) 組合と連合会の重複加入の場合における連合会の人数割の算定については、連合会の所属員数から本会に重複加入している組合の組合員数を差し引いた員数で算定する。

第 3 号議案 令和 4 年度借入金残高の最高限度決定の件

(原案) 5 億円を限度とする。

第 4 号議案 役員補充選挙の件

